

中井町

下水道事業 ビジョン



令和3年3月



中井町

目次

第1章 下水道事業ビジョンについて	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付けと期間	2
第2章 中井町の概況と地域特性	3
第1節 地勢	3
第2節 人口動態（将来人口推計）	3
第3節 都市計画及び土地利用状況	4
第4節 気象状況	5
第5節 地質・地盤、活断層の状況	5
第6節 公共用水域（河川）の水質状況	6
第3章 中井町下水道事業の概要	7
第1節 中井町生活排水処理基本計画に おける下水道の位置付け	7
第2節 中井町公共下水道計画	9
第4章 下水道事業の将来像	13
第1節 国及び中井町総合計画の施策方向性	13
第2節 基本理念と基本方針	17
第3節 施策体系	18
第5章 将来像の実現に向けて （具体的な取り組み）	19
第1節 取り組み施策及び内容	19
第2節 取り組みスケジュール	38
第6章 フォローアップ	39
第1節 目標の設定（進捗管理）	39
第2節 計画の管理（評価・見直し）	40

【用語集】

第1章 下水道事業ビジョンについて

第1節 | 策定の趣旨

下水道事業は生活環境の改善や浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全等の役割を担っており、快適かつ安全な生活を営む上で重要な事業になっています。

一方で、将来における人口減少や高齢化社会による財政的な制約、集中豪雨や地震等の自然災害における安全性の確保、施設の老朽化などの課題も有しており、これらの課題にも対応していく必要があります。

国では、現状と将来に向けた課題を見つめ直した上で、国や地方公共団体及び下水道関係者において当面（10年程度）取り組むべき施策と中期目標を掲げており、各地方公共団体においては、財政、人材等の制約がある中で、経営の観点も踏まえ、まずは適切な汚水・雨水管理を持続的に実施することを基本とし、その上で、それぞれの地域の状況、特性、ニーズ等に応じて、必要とする施策を選択し、優先順位を付け、実施することを求めています。本町では、平成22年度に『中井町下水道ビジョン（計画期間：平成23年度～令和2年度）（以下、「前回ビジョン」という）』を策定し、中・長期的な視点に立ち、計画的に事業を進めてきました。

前回ビジョン以降、国では、平成17年9月に策定した『下水道ビジョン2100』を見直し、平成26年7月に『新下水道ビジョン』を策定・公表しています。このなかで、下水道が果たすべき究極の使命として「持続的発展が可能な社会の構築に貢献（Sustainable development）」することが掲げられています。この下水道の使命にかんがみ、『下水道ビジョン2100』で掲げた「循環のみち下水道」という方向性を堅持しつつ、その上で、使命を実現するための長期ビジョンとして、「循環のみち下水道の成熟化」を図るため、「循環のみち下水道の持続」と「循環のみち下水道の進化」を2つの柱に位置付け、当面（10年程度）取り組むべき施策が示されています。

今回、前回ビジョンが目標年度を迎えるにあたり、これまでの取り組み状況を振り返るとともに、『新下水道ビジョン』及びその後の新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が5年程度で実施すべき8つの重点項目をとりまとめられた『新下水道ビジョン加速戦略（平成29年8月策定）』や町の総合計画（『第六次中井町総合計画』）を踏まえ、『中井町下水道事業ビジョン（以下、「本ビジョン」という）』を策定することとしました。本ビジョンを下水道事業の運営方針とし、これからの下水道の基本方針と取り組む施策を示します。

第2節 | 計画の位置付けと期間

中井町では、町の最上位計画として『第六次中井町総合計画』を策定しています。本ビジョンでは前回ビジョンを振り返り、枠組みや施策などの面で町の上位計画と整合を図りつつ、『新下水道ビジョン』を基に下水道事業の目指すべき将来像とそれを見据えた基本理念を定め、その実現に向けた中・長期的な取り組みや施策を示します。

なお、本町の下水道は、神奈川県が管理する酒匂川流域下水道に属しており、神奈川県との連携を図り、事業を実施しています。

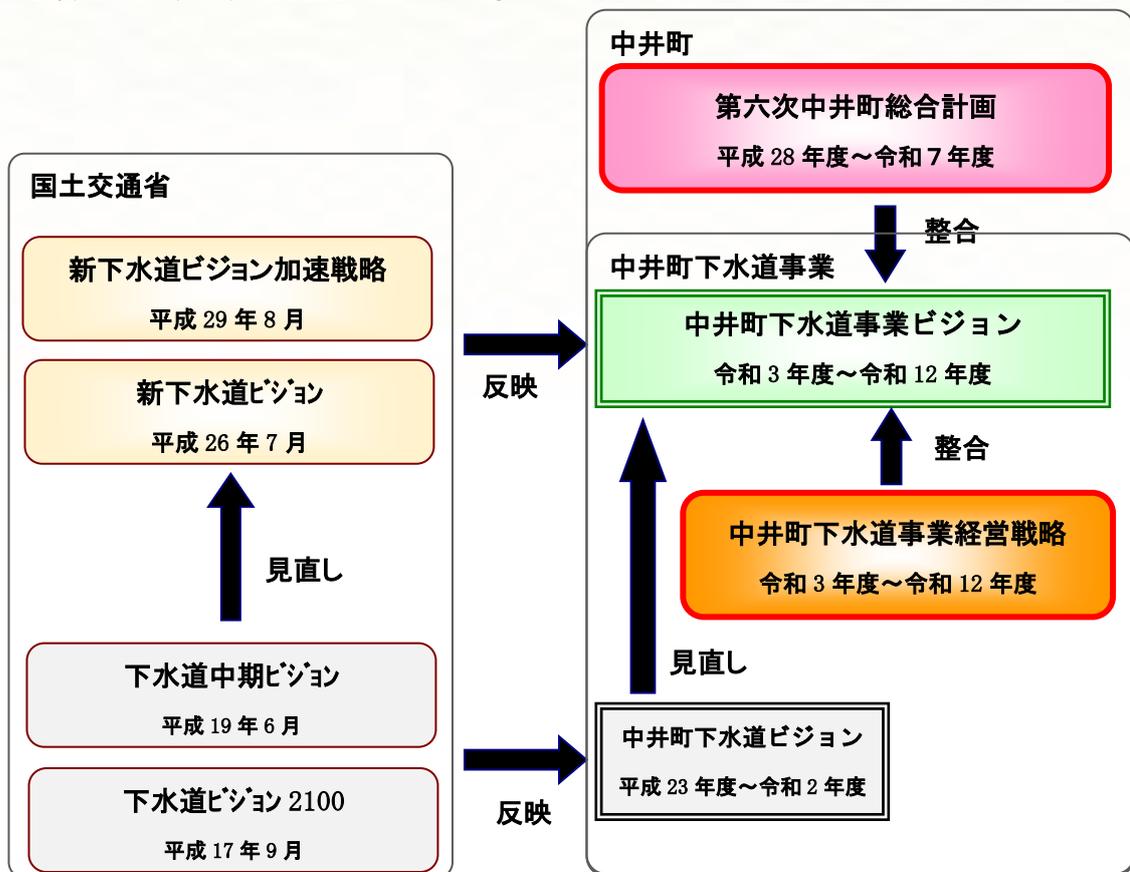


図 1-1 中井町下水道事業ビジョンの位置付け

本ビジョンの計画期間は、令和 3 年度を初年度として、令和 12 年度までの 10 年間とします。さらに、50 年、100 年先の将来を見据えつつ、計画目標年度以降の後期的な構想についても視野に入れることとします。

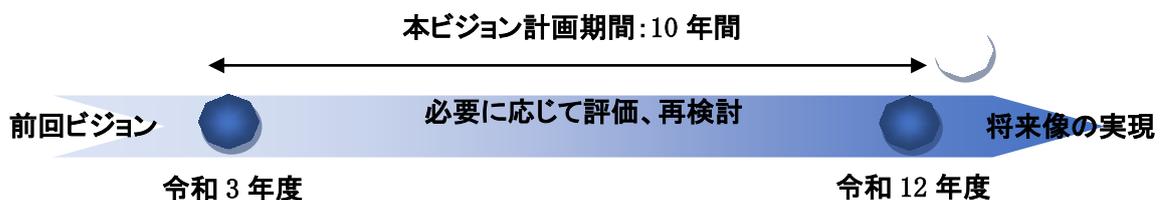


図 1-2 中井町下水道事業ビジョンの計画期間

第2章 中井町の概況と地域特性

第1節 | 地勢

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東端に位置し、東京から約60km、横浜からは約40kmの距離にあります。町域は東西約5.9km、南北約6.0km、面積は19.99km²で、北は秦野市、東は平塚市、南は小田原市および二宮町、西は大井町に接しています。

大磯丘陵に属しており、南東部は概ね緩やかな傾斜地で、北西部は山地丘陵となっています。中村川、藤沢川、および葛川が町を南下して相模湾へ注いでおり、相模湾の影響を受けて冬は暖かく夏は涼しい気候となっています。

北部には東名高速道路が東西に横断しており、東部の井ノ口地区には秦野中井インターチェンジがあります。南北に走る主要地方道秦野二宮線は、秦野中井インターチェンジと国道1号線、国道246号線を結んでおり、整備が計画されている厚木秦野道路を含め、各広域道路を結ぶ道路交通の要衝となっています。



図 2-1 本町の位置と主要交通網

第2節 | 人口動態 (将来人口推計)

平成28年に策定した本町の「人口ビジョン」では、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」の公表した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を踏まえ、目標年次である令和42年で約7,000人の人口規模の確保を目標としました。しかし、近年の人口は、平成25年の社人研推計を下回る値で推移しています。平成25年の社人研推計に準拠した令和42年の人口は5,521人でしたが、新たに社人研が公表した平成30年の推計に準拠した令和42年の人口は4,346人と1,175人下回っていることから、人口減少が当初の予測以上の速度で進行するものと見込まれます。

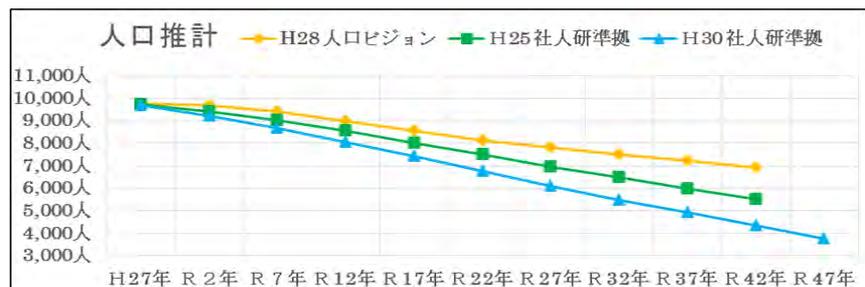
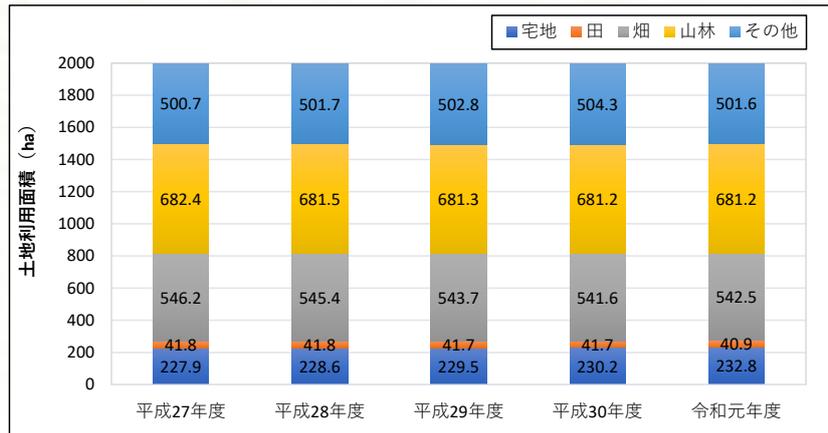


図 2-2 本町の人口推定

第3節 | 都市計画及び土地利用状況

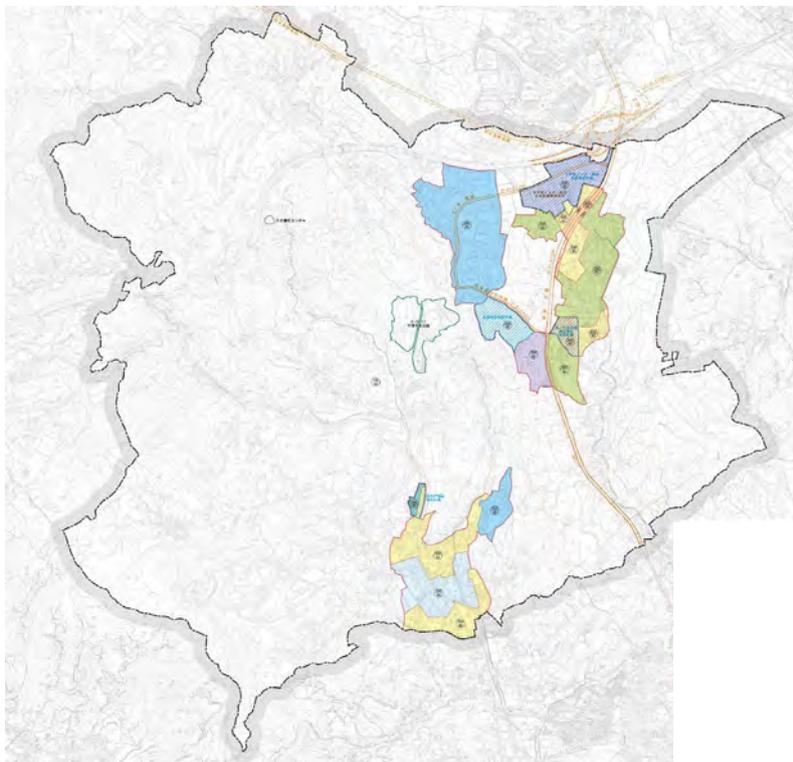
本町の都市計画区域は、行政区域全域を対象とした1,999haとしています。なお、都市の郊外への無秩序な拡散（いわゆるスプロール化）の弊害を除き、健全で秩序ある都市への誘導を図るために、都市の発展の動向（人口・産業の伸び等）を勘案して、都市計画区域を市街地として積極的に整備する区域「市街化区域」225haと当分の間市街化を抑制する区域「市街化調整区域」1,774haに区分し、用途を指定したまちづくりが進められています。

土地利用状況としては、行政区域面積1,999haに対して、令和元年度現在、宅地利用が232.8haと約12%となっています。近年、緩やかに宅地化が進んでおり、自然的利用土地の減少がみられます。



注. 土地利用状況は、税務町民課調べによる。

図 2-3 本町の土地利用状況



凡 例					
表示	区域区分	面積	届出決定年月日・告示番号		
	都市計画区域 (行政区域)	1,999ha	平成28年11月1日 県告示第557号		
	市街化区域および市街化調整区域	市街化区域 約225ha 市街化調整区域 約1,774ha	平成28年11月1日 県告示第557号		
都市計画用途地域 (平成28年11月1日 県告示第557号)					
区域区分	表示	用途区分	面積	建築率	容積率
市街化区域		第一種中高層住居専用地域	約1.0ha	50%	100%
		第一種中層住居専用地域	約4.0ha	60%	200%
		第一種住居地域	約4.0ha	60%	200%
		第二種住居地域	約9.0ha	60%	200%
		準工業地域	約20ha	60%	200%
		工業地域	約30ha	60%	200%
市街化調整区域		工業専用地域	約52ha	60%	200%
市街化調整区域		無指定	約1,774ha	50%	100%
都市計画公園					
表示	名称	面積	種別	届出決定年月日・告示番号	
	中井町公園	約17.8ha	運動公園	平成17年7月24日 県告示第466号	
地区計画					
表示	名称	面積	届出決定年月日・告示番号		
	中井町インター周辺地区地区計画	約19.0ha	平成8年2月26日 町告示第12号		
	大瀬地区地区計画	約11.3ha	平成8年2月26日 町告示第13号		
	岩井戸地区地区計画	約3.0ha	平成12年12月1日 町告示第30号		
	井ノ口公民館周辺地区地区計画	約5.1ha	平成20年11月2日 町告示第21号		
都市計画土地区画整理事業					
表示	名称	面積	届出決定年月日・告示番号		
	中井町インター周辺土地区画整理事業施行区域	約20.0ha	昭和63年6月2日 県告示第572号		
都市計画施設					
表示	施設名称	面積	届出決定年月日・告示番号		
	ゴミ集積場 (中井北センター)	約0.4ha	昭和59年9月6日 町告示第8号		

図 2-4 本町の都市計画

第4節 | 気象状況

本町の気候は、温暖湿潤で冬は乾燥した晴天が続き、季節風が吹きやすく、台風、梅雨による降雨が目立つ気象条件をもっています。近年5ヵ年では、平均気温は約16～17℃、年降水量1,400～1,900mm となっています。

表 2-1 近年の気象状況（小田原市消防本部管内）

年度	気温（℃）			平均湿度（％）	降水量（mm）
	平均	最高	最低		
平成26年	16.3	36.3	-3.1	70.5	1,612.0
平成27年	16.4	35.0	-3.6	69.0	1,873.5
平成28年	16.5	35.7	-1.4	70.3	1,674.5
平成29年	16.0	36.9	-2.7	67.5	1,525.0
平成30年	16.9	35.8	-3.8	67.8	1,412.0

注. 気象データは、小田原市消防本部「消防年報」による。

第5節 | 地質・地盤、活断層の状況

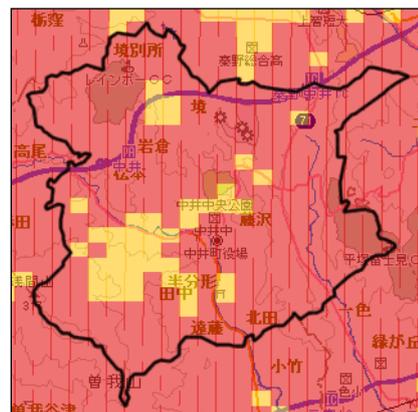
本町に分布する地層は、新生代第三紀の中新世中期から第四紀までの地質時代に関係し、地震、火山、褶曲、海溝の形成等により形成され、地質的には凝灰岩の上に火山灰・火山角礫の重なった丹沢層群と、礫岩層又は火砕岩層からなる足柄層群などによって構成されています。また、本町内には断層帯は見られませんが、本町の北部に秦野盆地断層帯、西部に神縄・国府津－松田断層帯等が確認されています。

1923年に発生した関東地震の再来を想定したマグニチュード7.9の南関東地震が発生した場合の想定震度は、町全域で震度6強～7になると予測されています。

表 2-2 想定地震

No.	想定地震名	マグニチュード (M)	地震のタイプ
1	東海地震	8クラス	海溝型（駿河トラフ）
2	南関東地震（大正型関東地震の再来型）	7.9	同上（相模トラフ）
3	神縄・国府津・松田断層帯の地震	7.5クラス	活断層型
4	南関東地震と神縄・国府津・松田断層帯の運動地震（参考）	7.9クラス	海溝型と活断層の運動
5	三浦半島断層群の地震	7.2	活断層型
6	東京湾北部地震	7.3	南関東直下（プレート境界型）
7	神奈川県西部地震	7クラス	未解明だが地殻内の浅い地震として想定
8	神奈川県東部地震	7クラス	危機管理想定上（プレート境界型）

出典：中井町地域防災計画



注. 「e-かなマップ・地震被害想定調査結果マップ」（神奈川県）より編集。

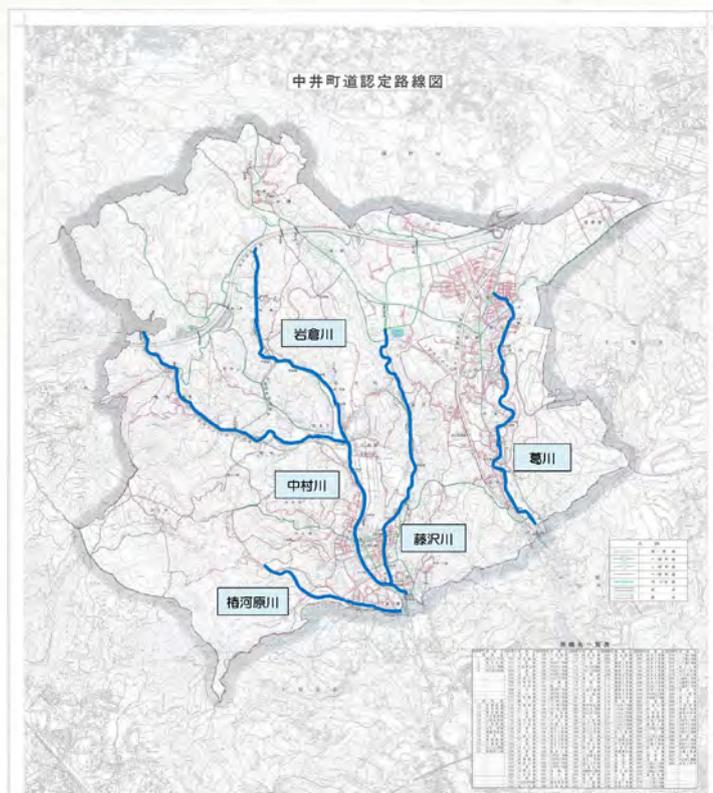
図 2-5 想定地震動（南関東地震）

第6節 | 公共用水域（河川）の水質状況

本町内には、二級河川中村川、藤沢川などの河川が流れています。

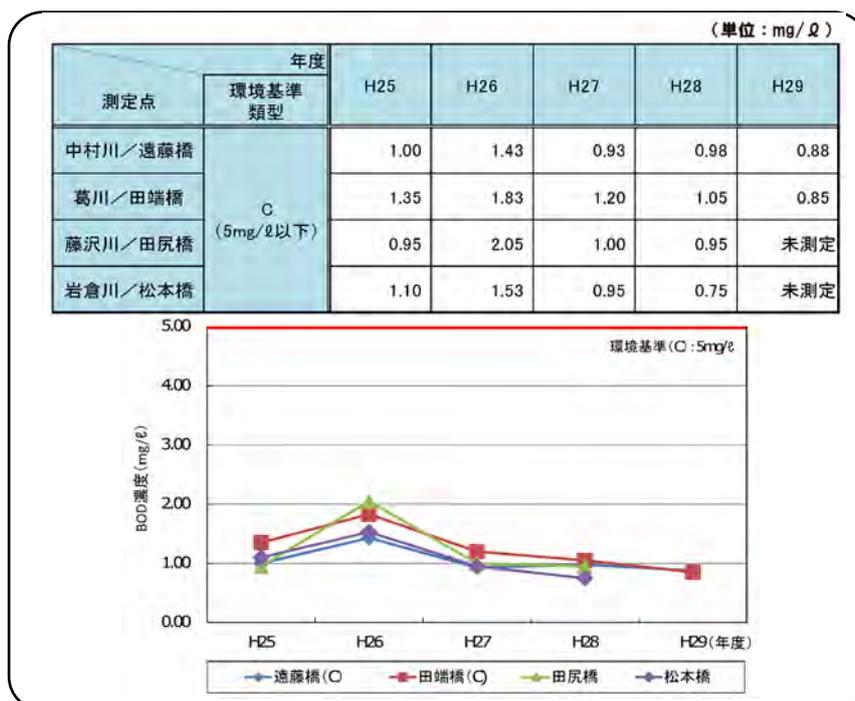
本町を流れる主な河川の BOD 濃度については、環境基準水域類型指定は全て C 類型となっており、水質測定の結果、近年はすべての地点で環境基準を達成しています。

なお、BOD は Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略です。水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量（溶存酸素量）のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となっています。BOD 濃度は、数値が大きいほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示します。環境基準 C 類型では、BOD5mg/L を満足する必要があります。



注. 中井町認定路線図（旧）による。

図 2-6 本町の河川の状況



注. 環境上下水道課「河川水質調査結果」による。

図 2-7 本町の河川水質状況（BOD 濃度の推移）

第3章 中井町下水道事業の概要

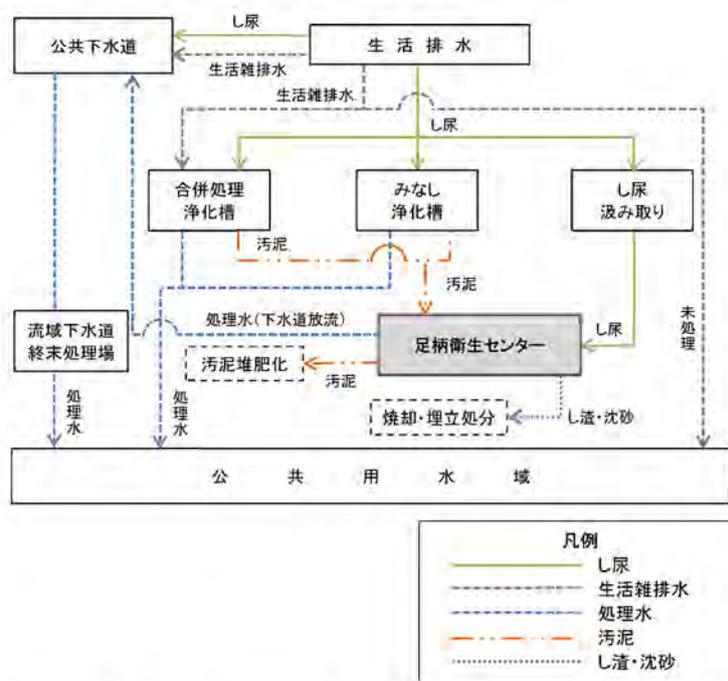
第1節 | 中井町生活排水処理基本計画における下水道の位置付け

『中井町生活排水処理基本計画』は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に基づき、生活排水に関する長期的な方針を示した計画です。本計画は、生活排水処理計画とし尿・汚泥処理計画で構成されています。

平成15年3月に当初計画を策定し、その後、平成20年度、平成30年度の2回の見直しを行い、現在の計画は、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間としています。

本町で発生する生活排水は、し尿は公共下水道、合併処理浄化槽、単独浄化槽及びくみ取りにより処理されています。生活雑排水は公共下水道および合併処理浄化槽により、し尿とともに処理されますが、その他は未処理で公共用水域に排出されます。なお、くみ取りのし尿および浄化槽汚泥は、足柄上衛生組合（本町を含む1市5町により構成）が管理・運営を行っている足柄衛生センターにおいて処理されています。

現行計画において、効率的な生活排水処理を実施するため、公共下水道区域の見直しが行われており、令和10年度における下水道処理人口普及率は、約61%（＝公共下水道処理人口5,380人／行政人口8,842人）と予測されている。



注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をい（水質汚濁防止法による定義）、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域をいいます。

図 3-1 本町の生活排水処理体系（生活排水処理基本計画）

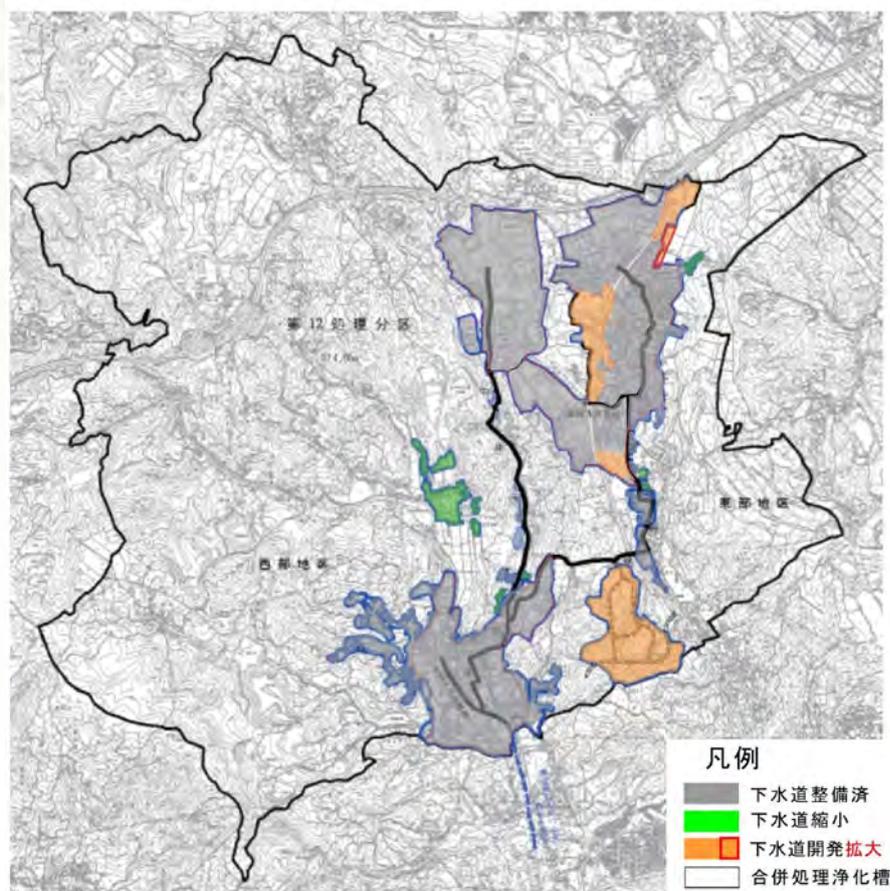


図 3-2 本町の生活排水処理区域（生活排水処理基本計画（見直し区域））

表 3-1 本町の生活排水処理の将来予測結果（生活排水処理基本計画）

区分	単位	実績		
		H29年度	H35年度	H40年度
計画区域内人口	人	9,595	9,177	8,842
生活排水処理形態別人口	生活排水処理人口	6,113	6,444	6,637
	公共下水道人口	4,930	5,212	5,380
	農業集落排水施設人口	-	-	-
	コミュニティ・プラント人口	-	-	-
	合併処理浄化槽人口	1,183	1,232	1,257
	生活排水未処理人口	3,482	2,733	2,205
	みなし浄化槽人口	3,366	2,646	2,129
非水洗化(汲み取り)人口	116	87	76	
自家処理人口	人	0	0	0
生活排水処理率*	%	63.7%	70.2%	75.1%
し尿・浄化槽汚泥量	kℓ/年	2,498	2,260	2,078
汲み取りし尿量	kℓ/年	78	59	51
浄化槽汚泥量	kℓ/年	2,419	2,201	2,027
みなし浄化槽汚泥量	kℓ/年	1,258	988	793
合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/年	1,161	1,213	1,234

※生活排水処理率(%) = 生活排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

注. 表中の H35 年度は令和 5 年度、H40 年度は令和 10 年度を示す。

第2節 | 中井町公共下水道計画

本町の下水道は、酒匂川流域下水道に属する流域関連公共下水道として事業を実施しています。本町の汚水は、他の流域下水道構成市町の汚水とともに収集され、神奈川県が管理する酒匂水再生センター（酒匂川流域下水道左岸処理場）で処理され、酒匂川へ放流されています。

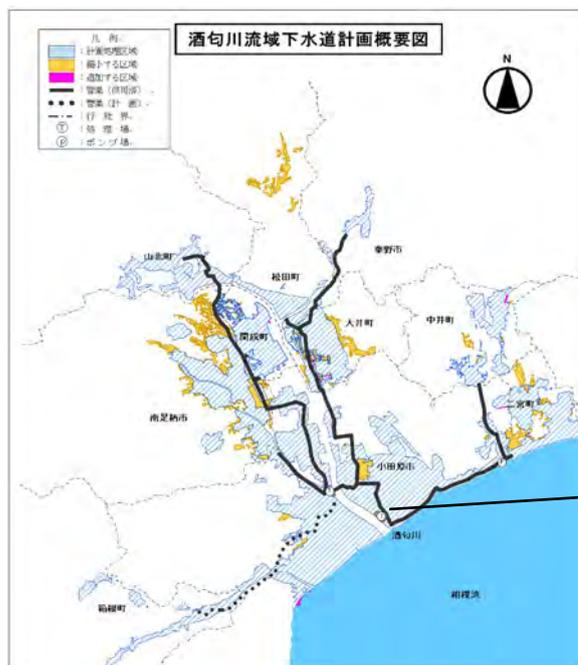
本町では、平成元年3月に中井町公共下水道基本計画を策定した後、平成2年1月に中村地区とグリーンテクノなかいの境地区 116ha の事業認可を得て着手し、これまで、区域拡大を行い、令和元年度末で、252.3ha（市街化区域 221.17ha、市街化調整区域 31.17ha）の汚水整備が完了したところです。

なお、令和2年度には、先に示した『中井町生活排水処理基本計画』における計画区域を反映した計画の見直しを実施しました。

表 3-2 酒匂川流域下水道全体計画の概要（目標年度：令和12年度）

処理区	関係市町	排廃方式	計画処理区域 (単位:ha)	計画処理人口 (単位:人)	計画汚水量 (単位:m ³ /日) (日最大)	名称	位置	処理方法	処理能力 (単位:m ³ /日)	処理系列数	放流先	計画処理水質 (単位:mg/l)
左岸	小田原市、秦野市 二宮町、中井町 大井町、松田町	分流式	(約 4,100) 約 3,800	(約 18.0万) 約 18.1万	(約 13.7万) 約 14.1万	左岸処理場	小田原市	標準活性汚泥法 +急速ろ過法	約 14.4万	4系列	黒土主排水路 (酒匂川)	BD10
右岸	小田原市、南足柄市 山北町、開成町 箱根町	分流式	(約 2,600) 約 2,400	(約 9.7万) 約 9.6万	(約 9.2万) 約 8.3万	右岸処理場	小田原市	標準活性汚泥法 +急速ろ過法	約 8.5万	3系列	酒匂川	BD10
合計			(約 6,700) 約 6,200	(約 27.8万) 約 27.7万	(約 22.9万) 約 22.4万	合計			約 22.9万	7系列		

注. 令和2年度策定酒匂川流域下水道全体計画（神奈川県）による。なお、上段（ ）旧計画値を示す。



酒匂水再生センター

出典：令和2年度策定酒匂川流域下水道全体計画（神奈川県）

図 3-3 酒匂川流域下水道計画概要図

本町の公共下水道計画は、酒匂川流域下水道計画と整合を図って策定しており、全体計画区域の面積は 306.05ha、計画人口は 6,690 人です。雨水事業は単独公共下水道事業で、独自に計画を策定しており、全体計画区域は 306.05ha で、5 年に 1 度の確率で発生する降雨（1 時間当たり 51mm）に対応する計画としています。

また、事業の進捗を図るため、平成元年度の事業着手以降、概ね 5～7 年間の事業計画を定めています。これまでに計画の変更を行い、現在は、事業期間が平成元年度から令和 5 年度までで、汚水は計画面積 306.05ha、計画処理人口 7,144 人、雨水は 228.4ha の事業計画を策定し、事業を実施しています。

表 3-3 中井町公共下水道の概要（汚水）

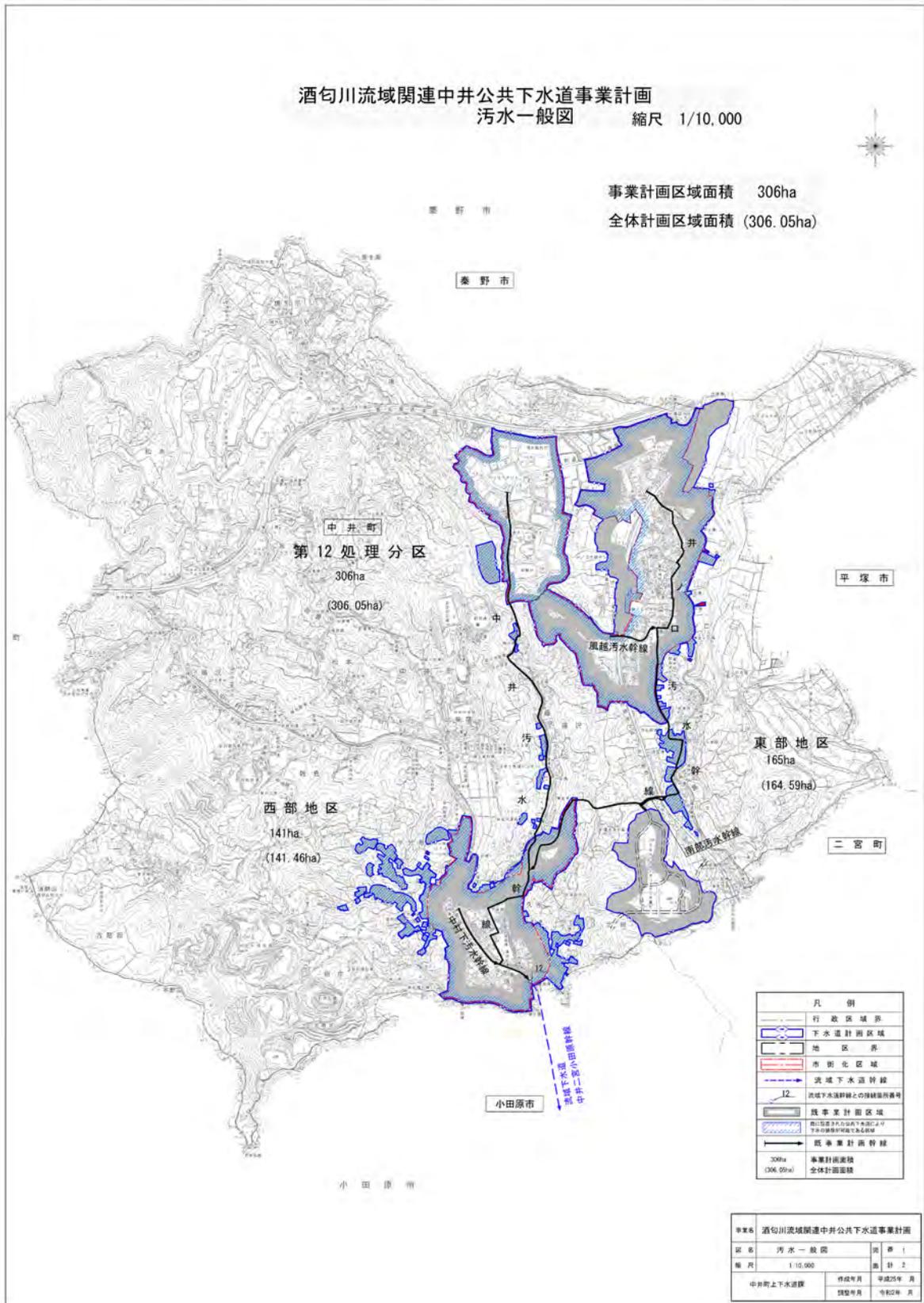
項目	全体計画	事業計画	備考
計画目標年次	令和 12 年度	令和 5 年度	
計画面積	306.05ha	306.05ha	
計画人口	6,690 人	7,144 人	
計画汚水量	6,501m ³ /日	6,718m ³ /日	日最大

注. 令和 2 年度策定による。

表 3-4 中井町公共下水道の概要（雨水）

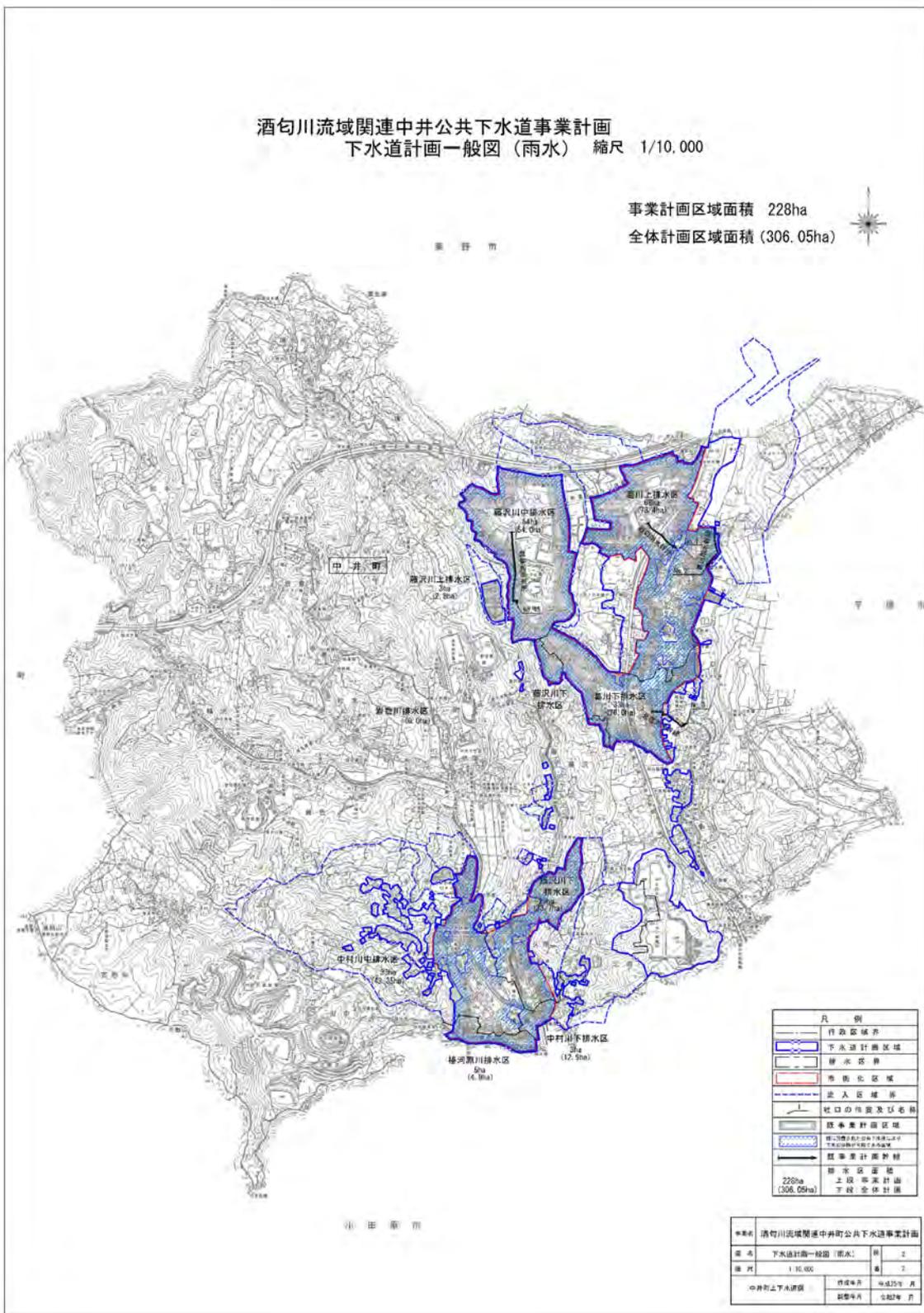
項目	全体計画	事業計画	備考
計画面積	306.05ha	228.4ha	
降雨強度	5 年確率		1 時間降雨量 51mm
流出係数	0.40～0.75		

注. 令和 2 年度策定による。



注. 令和2年度策定による。

図 3-4 中井町公共下水道計画一般図（汚水）



注. 令和2年度策定による。

図 3-5 中井町公共下水道計画一般図（雨水）

第4章 下水道事業の将来像

第1節 国及び中井町総合計画の施策方向性

(1) 新下水道ビジョン及び新下水道ビジョン加速戦略(国土交通省)

国土交通省では、21世紀型下水道のあり方として、下水道が有する多様な機能をとおした持続可能な循環型社会の構築、「循環のみち」をコンセプトとして、「排除・処理」から「活用・再生」への変換を図るため、平成17年に『下水道ビジョン2100』がとりまとめられました。また、この実現のため、平成19年度には、「水のみち」、「資源のみち」及び「施設再生」の3つの基本方針を踏まえつつ、現下の下水道が直面している課題を解消するため、中期（概ね10年程度）の下水道政策の基本的方向と施策ごとの整備目標及び具体施策の考え方についてとりまとめた『下水道中期ビジョン』が策定されました。

その後、少子高齢化や、管理時代への移行、大規模災害の発生リスクの増大など、社会経済情勢の変化を受け、平成26年7月には『新下水道ビジョン』が策定されています。

『新下水道ビジョン』では、究極の使命「持続的発展可能な社会の構築に貢献」と4つの具体的使命「循環型社会の構築に貢献」「強靱な社会の構築に貢献」「新たな価値の創造に貢献」「国際社会に貢献」を実現し、『下水道ビジョン2100』で掲げた「循環のみち下水道」の成熟化を図るために、「循環のみち下水道の持続」、「循環のみち下水道の進化」を2つの柱に位置付け、当面（10年程度）取り組むべき施策が示されています。

また、平成29年8月には、『新下水道ビジョン』の実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が5年程度で実施すべき8つの重点項目及び基本的な施策をとりまとめた『新下水道ビジョン加速戦略』が示されています。



出典：国土交通省 HP

図 4-1 新下水道ビジョンの概要

新下水道ビジョン加速戦略（H29.8）の概要

資料1

<平成29年8月策定，令和元年6月第2回フォローアップ>

背景

- ・新下水道ビジョン策定（H26.7）から約3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化は引き続き進行
- ・一方、官民連携や水ビジネスの国際展開など、国内外で新たな動き

趣旨

- ・新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が5年程度で実施すべき8つの重点項目及び基本的な施策をとりまとめ
- ・本加速戦略については概ね3年後を目途に見直しを行い、さらなるスパイラルアップを推進

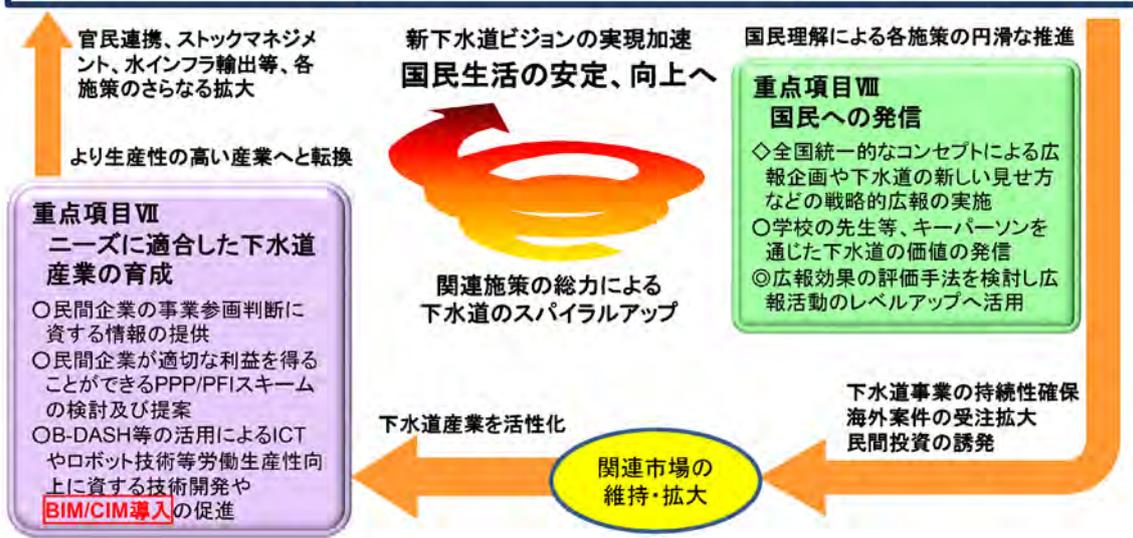
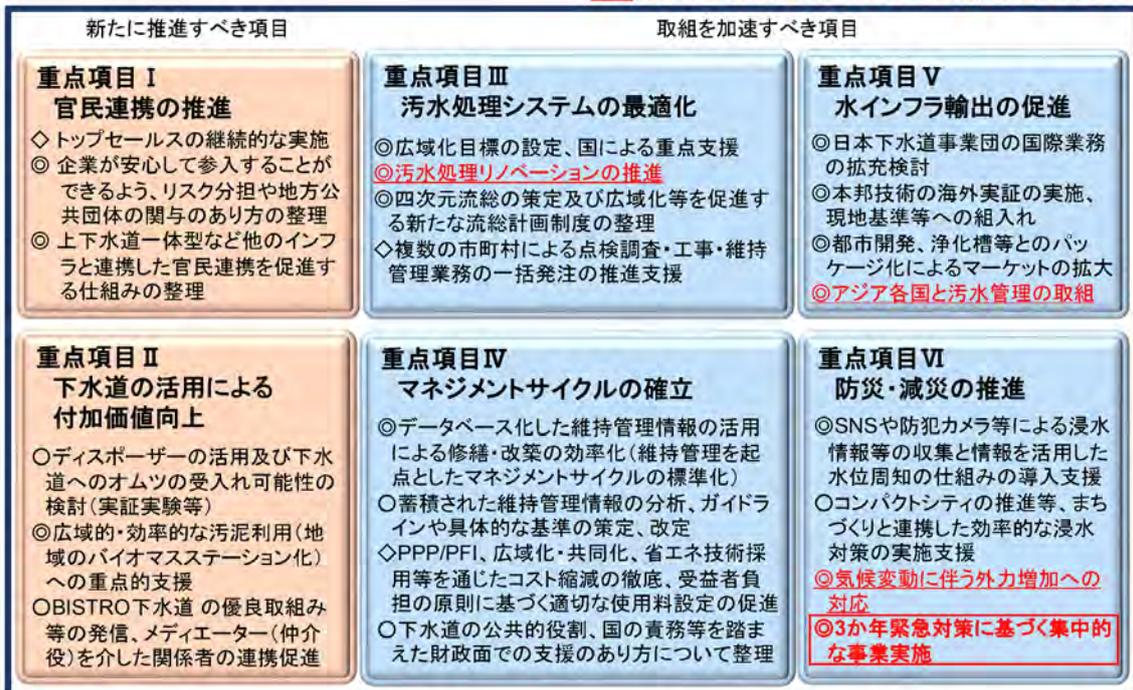
8つの重点項目と施策例

8つの重点項目の各施策の連携と『実践』、『発信』を通じ、産業を活性化、さらなる施策の拡大、国民生活の安定、向上につなげるスパイラルアップを形成

- ◎：直ちに着手する新規施策
- ：逐次着手する新規施策
- ◇：強化・推進すべき継続施策

赤字：平成30年8月第1回フォローアップにて、新たに追加した項目

赤字：令和元年6月第2回フォローアップにて、新たに追加した項目



出典：国土交通省 HP

図 4-2 新下水道ビジョン加速戦略の概要

(2) 第六次中井町総合計画(中井町)

『第六次中井町総合計画』（計画期間：平成28年度～令和7年度）は、本町のまちづくりを10年という長期的な視点から進めるための指針となる計画です。

本町では、まちの将来像（目標とする10年後のまちの姿）を次のように定めています。

“一人ひとりが主役！魅力育む 里都まち♥なかい”

また、基本構想においては、持続可能なまちづくりの実現に向けて、以下の基本理念及び基本方針を掲げています。また、基本構想に対する施策展開として、基本計画において、7つの分野別施策（自然・環境、健康・福祉、教育・学習、都市・住宅、産業・観光、防災・防犯、自治・連携）が示されています。



出典：第六次中井町総合計画

図 4-3 第六次中井町総合計画における基本理念及び基本方針

(3) 【参考】持続可能な開発目標 SDGs (国連)

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』にて記載された平成 28 年から令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な世界を実現するため、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (取り組み・手段) から構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

本ビジョンにおける取り組みを進めることで、下水道事業として同目標の達成に貢献していく必要があります。



図 4-4 持続可能な開発目標 (SDGs)

第2節 | 基本理念と基本方針

『第六次中井町総合計画』では、町の将来像を「“一人ひとりが主役！魅力育む 里都まち♥なかい”」とし、さらなるまちの発展を目指しており、その実現のため、まちづくりの基本理念を“活力”、“快適”、“安心”としています。

本町では、まちづくりの基本理念に対して、下水道事業として貢献するものとし、施策展開にあたり、今後も持続的な事業運営を図っていく必要があると考えます。

この基本理念及び国の下水道事業の目指すべき方向性を踏まえ、基本理念と基本方針を以下のとおりとします。

<基本理念>

“豊かな環境に貢献する魅力ある持続可能な下水道”

<基本方針>

- ① 豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の構築（快適）
- ② 災害の未然防止と減災・防災体制の充実（安心）
- ③ 地域における情報発信・下水道の見える化（活力）
- ④ 将来にわたる安定した事業継続（持続）

第3節 施策体系

基本理念及び基本方針のもと、以下に示す施策に取り組みます。

表 4-1 施策体系

基本理念	基本方針	主な施策	目標／取組内容
豊かな環境に貢献する魅力ある持続可能な下水道	快適 豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の構築	汚水整備	<u>目標：汚水処理施設の早期概成</u> ①効率的な施設計画の策定 ②汚水管渠整備
	安心 災害の未然防止と減災・防災体制の充実	浸水対策	<u>目標：浸水被害の軽減（総合的な浸水対策の実施）</u> ①雨水管理総合計画の策定 ②雨水管渠及び流出抑制施設の整備（ハード対策の実施） ③ソフト対策の実施
		地震対策	<u>目標：地震被害の軽減（総合的な地震対策の実施）</u> ①重要な幹線等の耐震化促進 ②業務継続計画（下水道 BCP）の実践
		維持管理	<u>目標：マネジメントサイクルの確立</u> ①計画的な維持管理の実践 ②雨天時浸入水対策の実施 ③施設及び維持管理情報の一元管理
	活力 地域における情報発信・下水道の見える化	情報発信の充実	<u>目標：住民・事業者との協業</u> ①環境・下水道イベント及び広報活動の実施 ②マンホールカードの配布 ③下水道経営状況の開示
	持続 将来にわたる安定した事業継続	経営戦略の実践	<u>目標：経営基盤と財政マネジメントの強化</u> ①適正な執行体制の確保 ②広域化・共同化（神奈川県等との連携継続） ③収支見通しに基づく事業運営

第5章 将来像の実現に向けて(具体的な取り組み)

第1節 | 取り組み施策及び内容

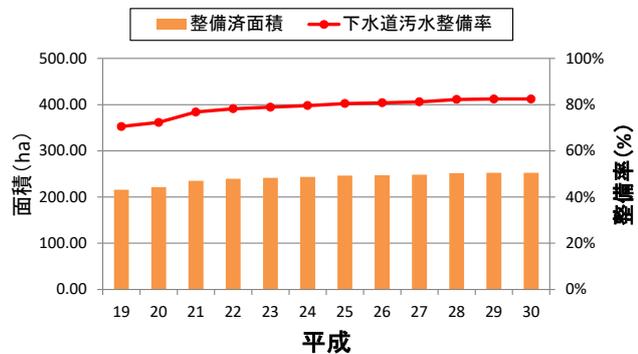
(1) 汚水整備

1) 取り組みの必要性(現状と課題)

本町の汚水整備手法は、公共下水道と合併処理浄化槽を採用しており、それぞれの整備手法に適した整備計画区域を定めています。公共下水道は、市街化区域を中心とする町域306.05haを整備計画区域としています(生活排水処理基本計画)。

公共下水道については、計画区域に対して、下水道事業に着手した平成3年度以降、数度にわたり、事業区域を拡大し、現在、計画区域の全域の事業計画を取得し、整備を進めています。平成30年度末現在、整備面積252ha(計画区域に対して約82.5%)となっており、残区域について整備を継続していく必要があります。

なお、下水道処理人口普及率(行政人口に対する下水道処理人口の比率)は、約76.8%(=7,269人/9,464人)となっています。



注. 整備率については、現計画面積306.05haに対する値を示す。

図 5-1 整備面積の推移

2) 取り組みのあり方(目標と施策)

汚水処理施設整備については、豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境の構築に寄与するものであり、適切な役割分担のもと、下水道計画区域内の開発予定区域の整備を着実に進めます。なお、下水道計画区域外の市街化調整区域に対しては、合併処理浄化槽の設置促進を図り、汚水処理施設の早期概成を目指します。

下水道の整備にあたっては、地域の特性を踏まえた施設計画を策定し、効率的な整備を実施します。

<目標>

汚水処理施設の早期概成

<施策>

- ① 効率的な施設計画の策定
- ② 汚水管渠整備

3) 具体的な施策内容

① 効率的な施設計画の策定

今後の整備にあたっては、市街化区域の整備が完了しており、市街化調整区域約 54ha の整備が対象となります。

開発予定区域（市街化調整区域）の特性を踏まえ、家屋や事業所の立地及び地形、今後の開発予定等を勘案し、経済性や施工性等を踏まえた効率的な施設計画を策定します。

② 污水管渠整備

整備対象区域約 54ha のうち、立案した施設計画をもとに、早期の概成（下水道計画区域内の普及率 100%）を目指して、污水管渠整備を推進します。

なお、整備にあたっては、污水管渠整備の要否及び普及促進の観点から整備スケジュールを策定し、計画的に整備を進めます。

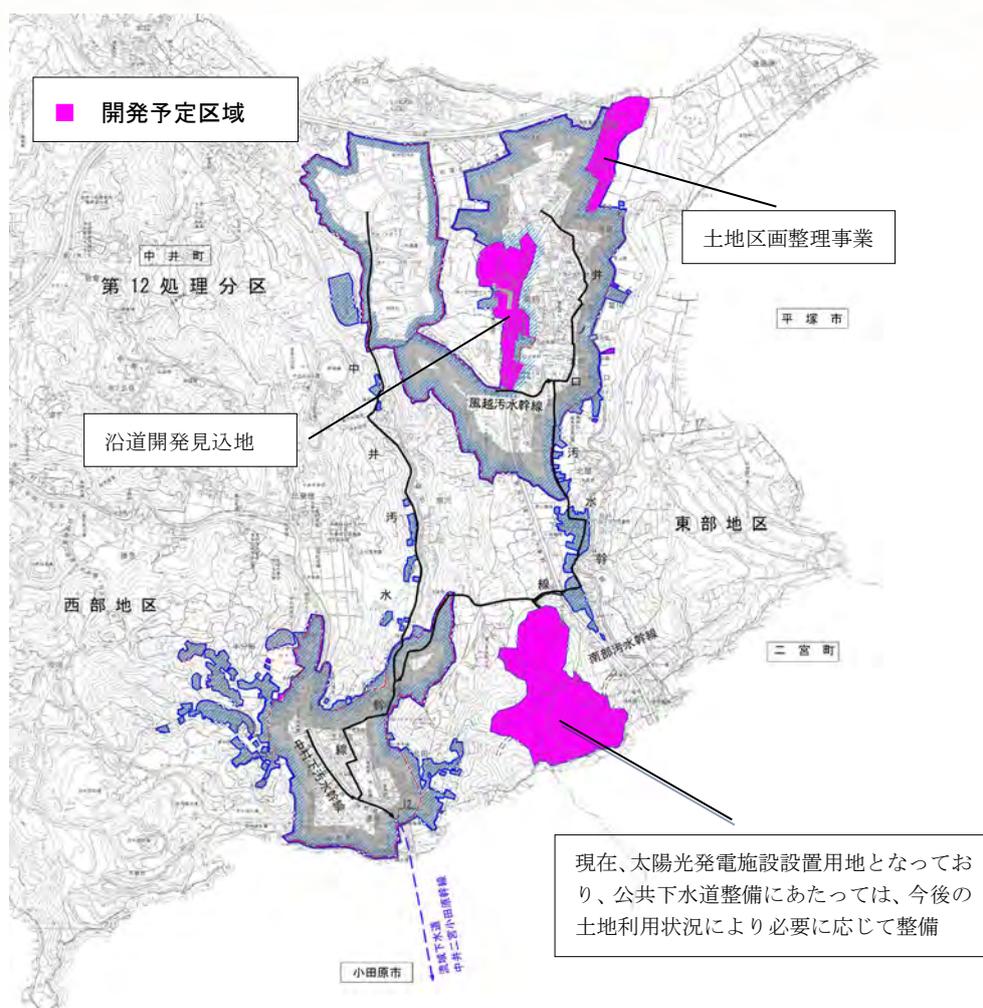


図 5-2 開発予定箇所図

(2) 浸水対策

1) 取り組みの必要性(現状と課題)

本町の公共下水道による雨水整備については、1時間最大51mm/hrの降雨(計画降雨)を対象とした整備を進めています。

現在、全体計画区域306.05haに対して、228.4haの事業計画を取得し、雨水管渠の整備を進めており、平成30年度末現在の整備面積は206ha(全体計画区域に対して約67.3%、事業計画区域に対して90.2%)となっています。市街化区域については、概ね整備が進捗しており、現時点で大規模な浸水被害は発生しておらず、一定の整備効果がみられます。

雨水管渠整備(ハード対策)には、多大な費用と期間を要するため、今後は、市街化調整区域に対する整備のあり方を検討していく必要があります。

なお、本町では、平成21年度に洪水ハザードマップを策定しており、50年に1回程度発生する大雨(1時間あたり降水量93.7mm)により中村川の中流域～下流域の広い地域で浸水被害が発生すると予測されています。想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの公表を予定しています。

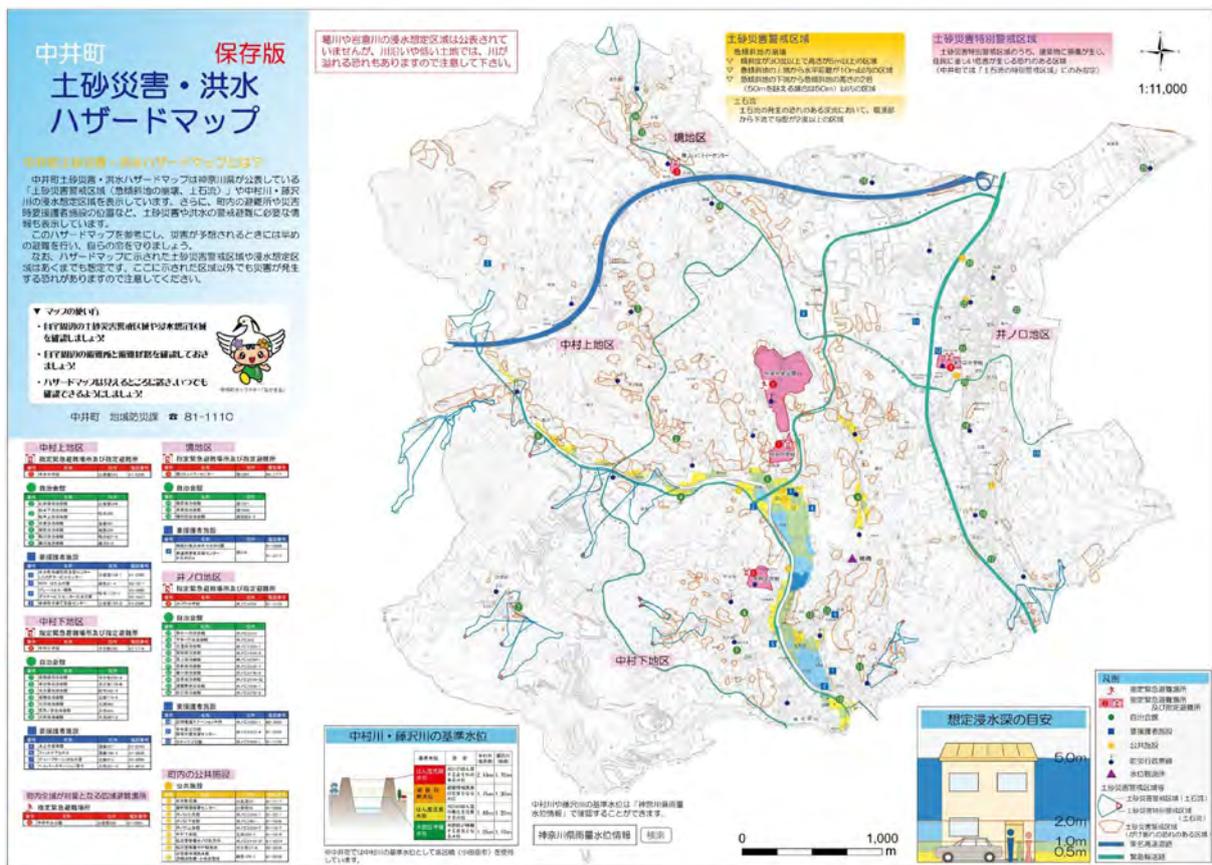
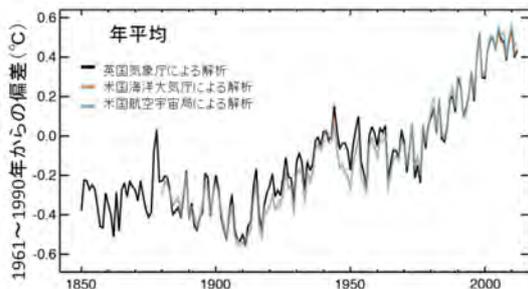


図 5-3 中井町土砂災害・洪水ハザードマップ(外水による浸水想定)

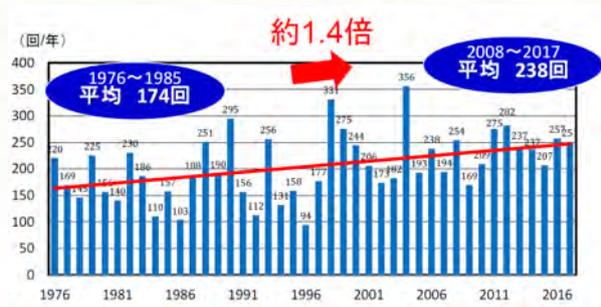
また、近年、全国的に局地的な大雨が頻発しています。気候変動に関する政府間パネル(ICPP)第5次評価報告書によれば、気候システムの温暖化については疑う余地はなく、

21 世紀末までに、世界平均気温がさらに 0.3～4.8℃上昇すると予測されています。さらに、気象庁では、短時間降雨の増加について言及しており、このまま温室効果ガスの排出が続いた場合、短時間降雨の発生件数が 2 倍以上に増加する可能性があるとしています。

今後、計画降雨に対する未整備区域への対応の他、計画規模を超える降雨への対応も必要と想定されます。



出典：気候変動に関する政府間パネル 第 5 次評価報告書



(アメダス 1,000 地点あたり)

出典：気象庁資料より作成

図 5-4 世界の地上気温の経年変化 図 5-5 1 時間降雨量 50mm 以上の年間発生回数

2) 取り組みのあり方(目標と施策)

水災害の未然防止と減災・防災体制の充実を図るため、公共下水道による雨水管渠整備を進めるとともに、局地的な集中豪雨や降雨規模の増大等の気候変動に対しては、ソフト対策や関係機関との連携、住民の自助促進等による総合的な浸水対策により、被害の軽減を目指します。

< 目標 >

浸水被害の軽減（総合的な浸水対策の実施）

< 施策 >

- ① 雨水管理総合計画の策定
- ② 雨水管渠及び流出抑制施設の整備（ハード対策の実施）
- ③ ソフト対策の実施

3) 具体的な施策内容

① 雨水管理総合計画の策定

今後の計画降雨に対する整備は、市街化調整区域の整備が主となりますが、「選択と集中」等の観点から、洪水ハザードマップの情報に加えて、内水における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に対策を実施していくことが考えられます。

また、近年の気候変動を踏まえると、「事前防災・減災」の観点からも、既に整備された地区に対しても、再度、浸水リスク評価を実施したうえで、当面・中期・長期にお



いて浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた雨水管理総合計画を策定します。

なお、同計画においては、計画降雨に対する下水道によるハード整備のみならず、既存ストックを有効に活用するとともに、多様な主体との連携やソフト対策を組み合わせた段階的かつ総合的な対策を検討していきます。

表 5-1 浸水対策の考え方

	計画降雨に対する防災対策	照査降雨に対する減災対策	
対象降雨	計画降雨 レベル1 降雨：L1 降雨	照査降雨 (計画を上回る降雨のうち、 減災対策の対象とする降雨)	
		レベル1' 降雨：L1' 降雨 (計画降雨とL2降雨の間の 降雨)	レベル2 降雨：L2 降雨 (想定最大規模降雨)
目標 (防災・減災)	・防災を目的とした浸水防除(水位が地表面を超えることを許容しない)	・減災を目的とした浸水軽減(一定程度の浸水を許容)	・安全な避難の確保
管内水位	・自由水面流れを基本 ・ただし、次の場合は圧力状態を許容 ①伏越し管きょなど、計画上やむを得ない場合 ②段階的整備期間	・圧力状態を許容	
対策	・計画降雨に対するハード対策	・多様な主体との連携による総合的な対策 ・下水道事業によるソフト対策 ・下水道事業による付加的対策	・ソフト対策
既存ストックの評価・活用	・整備途上においては、下水道の既存施設の圧力運用による能力を評価・活用し、早期の浸水被害解消を目指す	・下水道の既存施設の圧力運用による能力を評価・活用し、下水道以外の施設も含めた既存ストックを最大限活用することで、減災目標の達成を目指す	

出典：下水道施設計画・設計指針と解説 前編-2019年版- 公益社団法人日本下水道協会

② 雨水管渠及び流出抑制施設の整備（ハード対策）

策定する雨水管理総合計画における浸水リスク及び各地区の目標とする整備水準を踏まえ、雨水を速やかに排除するための雨水管渠の整備を進めます。なお、整備にあたっては、既存水路等の既にあるストックを活用し、効率的に整備を行うとともに、段階的な整備水準の向上を目指します。

また、必要に応じて、雨水流出量を抑制するための貯留施設や浸透施設の整備を行います。

③ ソフト対策

雨水排除施設の整備途上及び計画規模を超える降雨に対しては、浸水被害の軽減にあたってハード対策だけでは限界があることから、防災部局との連携等により、ソフト対策を実施していきます。本町では、地域防災計画による防災対策の推進、住民の自助促進のため、洪水ハザードマップの公表の他、『中井町防災ガイドブック』を発刊し、水害に対する備えについて情報を発信しています。



はん濫とは？

堤防が決壊したり、水があふれ出た場合に起こるはん濫のことを「外水はん濫」といいます。流れの速い大量の水が一気に住宅地や農地に流れ、短時間で浸水被害が起こるため、大きな被害になることもあります。一方、大雨などで用水路や側溝、マンホールなどから水があふれ、住宅や道路、田畑が水につかることを「内水はん濫」といいます。



大雨・土砂災害に関する防災 気象情報を利用した避難行動

気象状況	気象庁の情報	中井町の対応	住民の行動										
<p>大雨の約1日前 大雨の可能性が高くなる</p> <p>大雨の半日～数時間前 雨が降り始める</p> <p>大雨の数時間～2時間程度前 雨が激さを増す</p> <p>大雨の数時間 大雨となる</p> <p>大雨が一層激しくなる</p> <p>広い範囲で 数十年に一度の大雨</p>	<p>大雨に関する気象情報</p> <p>大雨注意報</p> <p>大雨警報 (土砂災害)</p> <p>特別警報 (土砂災害)</p> <p>記録的短時間大雨情報</p> <p>土砂災害警戒情報</p>	<p>町内パトロールにより道路・水路の点検及び必要箇所へ土のうを配置</p> <p>職員の出動体制を確認</p> <p>今後の気象状況に注意</p> <p>防災行政無線、安心・安全メール、ホームページなどによる注意喚起</p> <p>災害警戒体制</p> <p>防災気象情報を把握し、避難準備・高齢者等避難開始の発令ができる体制</p> <p>消防団への待機依頼</p> <p>災害対策本部設置</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始を公表 (台風の暴風域に入る前に)</p> <p>土砂災害発生危険度が高まっている場合、避難勧告を公表</p> <p>特別警報の住民への周知</p> <p>避難指示 (緊急) の発表</p>	<p>気象情報やハザードマップを確認する。</p> <p>最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備をする。</p> <p>発表中の注意報に、夜間に大雨警報発表の可能性がある場合、土砂災害警戒区域等にお住まいで避難行動に支援を必要とする方は、早めの避難をする。</p> <p>土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、避難情報に留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、危険を感じたら早めに避難する。</p> <p>可から避難勧告や避難指示 (緊急) が発表された場合は速やかに避難！ 可からの避難情報は防災行政無線や安心・安全メール、ホームページにより住民の皆様へ発表します。</p> <p>大雨警報や土砂災害警戒情報の基準に達したメッシュでは、土砂災害警戒区域から離れて少しでも安全な場所に避難する。</p> <p>台風の接近で暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合、暴風で屋外を移動できなくなる前に早めに避難する。</p> <p>避難しようとした時に大雨や暴風で屋外に出ると生命に危険が及ぶ場合は、2階以上の床や沢からなるべく離れた部屋で待避する。</p> <p>すでに災害が発生している可能性あり！ 直ちに中井町の避難情報に従うなど適切な行動をとる。</p> <p>これまで経験したことのないような大雨となり、重大な危険が差し迫った異常事態</p>										
<p>土砂災害警戒情報とは？</p> <p>大雨による土砂災害発生危険が高まった時に、避難勧告を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるように県と気象庁が共同で発表する情報です。また、土砂災害の危険度は土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認することができます。</p> <p>土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報は「防災100土砂災害情報ポータル」で見ることができます。</p> <p>中井町土砂災害情報ポータル</p>	<p>避難情報の種類と取るべき行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報の種類</th> <th>取るべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>● いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は避難を開始しましょう。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>● 避難に時間を要する人 (高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方等) は避難を開始しましょう。</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>● 避難場所へ避難しましょう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>● まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>● 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報の種類	取るべき行動	避難準備・高齢者等避難開始	● いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は避難を開始しましょう。	避難勧告	● 避難に時間を要する人 (高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方等) は避難を開始しましょう。	避難指示 (緊急)	● 避難場所へ避難しましょう。		● まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。		● 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難情報の種類	取るべき行動												
避難準備・高齢者等避難開始	● いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は避難を開始しましょう。												
避難勧告	● 避難に時間を要する人 (高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方等) は避難を開始しましょう。												
避難指示 (緊急)	● 避難場所へ避難しましょう。												
	● まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。												
	● 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。												

図 5-6 中井町防災ガイドブック (抜粋)

(3) 地震対策

1) 取り組みの必要性(現状と課題)

本町を含む大磯丘陵帯は地震活動が活発な地域で、周辺には秦野盆地断層帯や神縄・国府津-松田断層帯があります。また、南関東を震源とした大地震が発生した場合の想定震度は最大7となっており、大きな被害が生じることが予想されます。

大地震により下水道施設が大きな被害を受けた場合、道路陥没や地盤の液状化によりマンホール浮上などが発生し、下水道を使用できなくなる可能性があります。また、緊急車両や被災者などの通行の妨げとなり、救助活動や避難が遅れる可能性があります。

昭和56年に策定された下水道施設の耐震基準は、その後の阪神淡路大震災（平成7年）や新潟県中越地震（平成16年）などの被害実績を反映させながら、改訂されてきました。

本町の下水道施設も、設計当時の基準に従って整備されてきましたが、整備当初の管渠には現在の耐震基準を満たしていないものもあり、想定地震における耐震性を確認し、事前の備えを行う必要があります。下水道施設の老朽化を踏まえ、老朽化対策と併せて耐震化を実施します。なお、緊急輸送路下などの重要な幹線等に対する耐震化率は49.2%となっています。

また、被災時における早期普及や住民の自助による減災対策も重要となります。

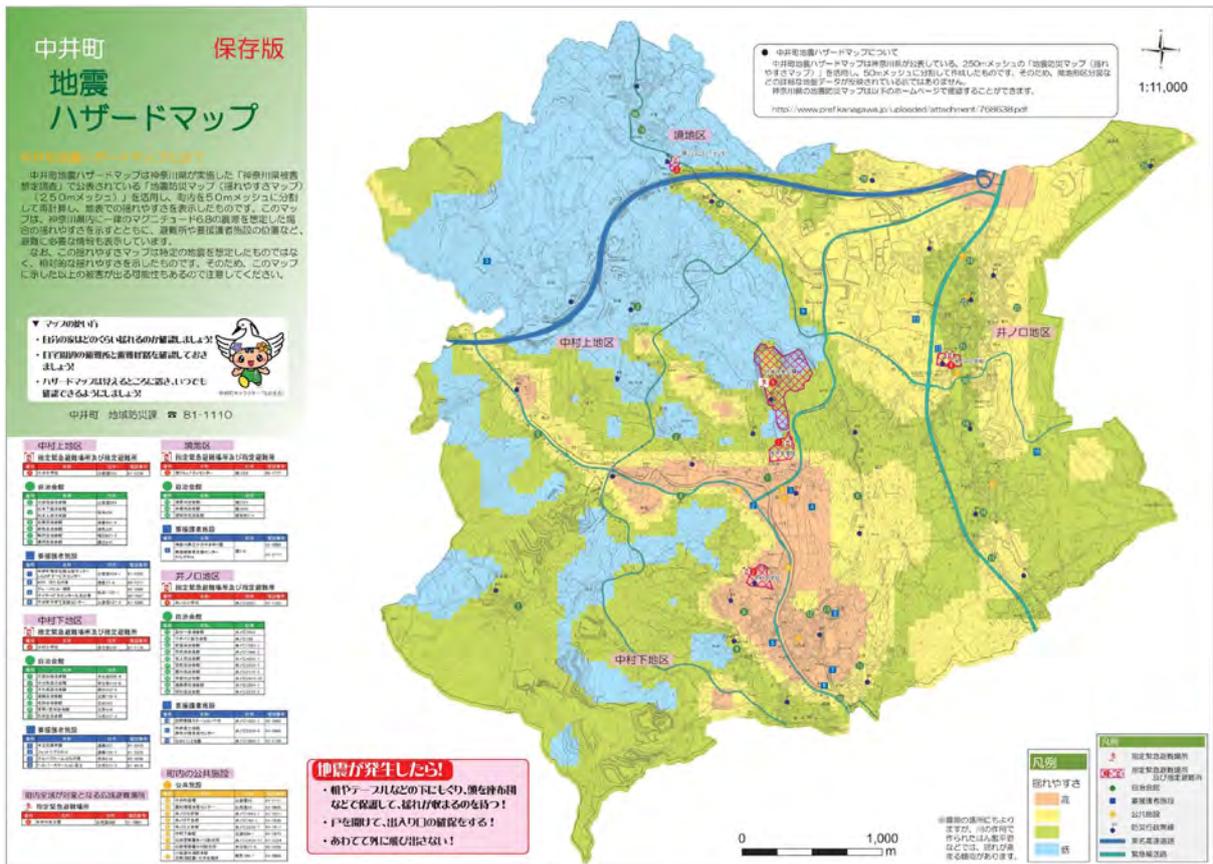


図 5-7 中井町地震ハザードマップ（地震による揺れやすさ）

2) 取り組みのあり方(目標と施策)

地震災害の未然防止と減災・防災体制の充実を図るため、公共下水道施設の耐震化を進めるとともに、発災時に対しては、関係部局と連携による業務継続計画（下水道 BCP）の実践や、住民の自助促進による総合的な地震対策により、被害の軽減を目指します。

<目標>

地震被害の軽減（総合的な地震対策の実施）

<施策>

- ① 重要な幹線等の耐震化促進
- ② 業務継続計画（下水道 BCP）の実践

3) 具体的な施策内容

① 重要な幹線等の耐震化促進

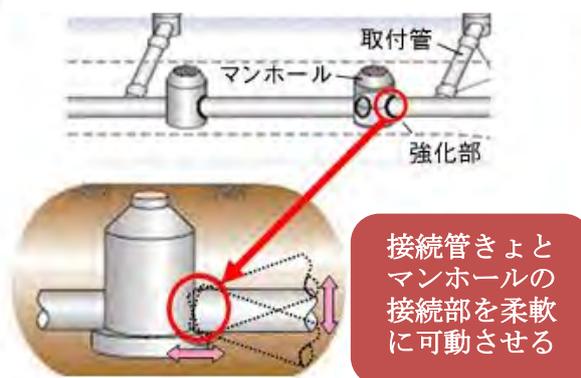
大規模地震に対しては、下水道施設の現行の耐震基準に適合していない平成9年度以前に布設した管渠のうち、緊急輸送路下などの重要な幹線等の約3.3kmを対象とし、耐震性の確認を進め、必要に応じて、耐震化を図ります。また、耐震化については老朽化対策により、その耐震性の確保も可能なことから、老朽化対策と併せて効率的に進めていきます。

② 業務継続計画（下水道 BCP）の実践

本町では、地域防災計画の他、業務継続計画（下水道 BCP）を策定しており、発災時における下水道機能の速やかな復旧が可能となるよう、備えています。

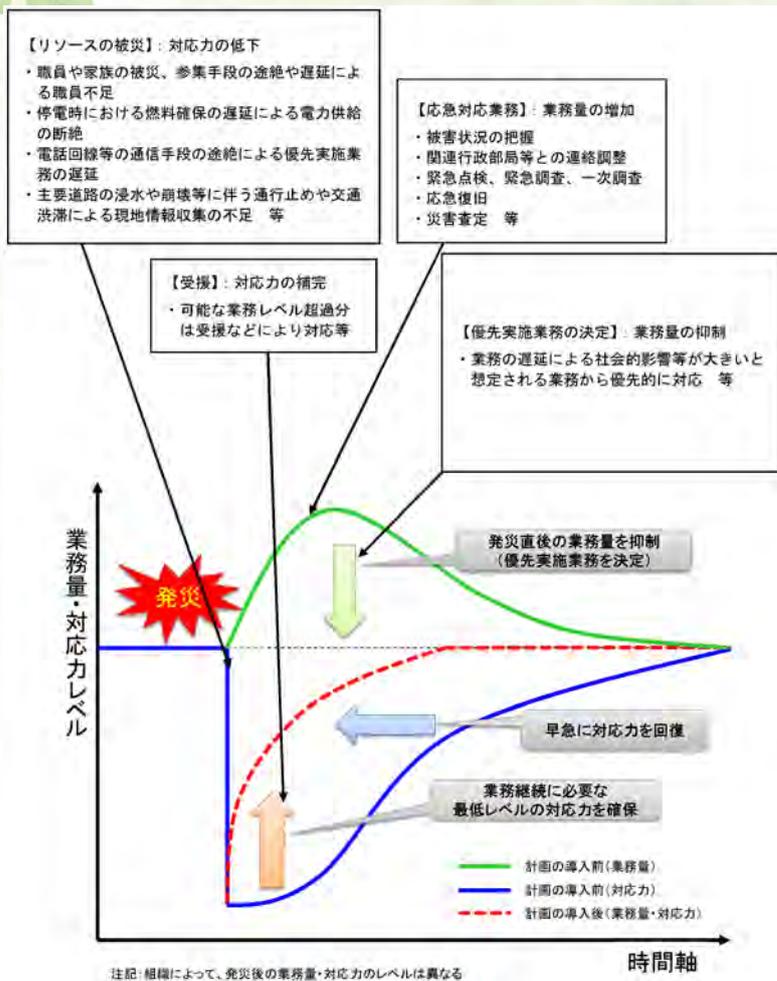
今後は、地域防災計画並びにこの下水道 BCP に基づき、迅速かつ的確に行動できるよう、職員の意識と対応力向上のため、関連機関、関連部署、住民等とも連携した事前対策や定期的な訓練を実施していきます。また、住民に対しては、防災に対する情報提供を適宜実施し、防災意識の向上に寄与します。

■マンホールと管きよの継ぎ手部の耐震性強化



出典：国土交通省資料

図 5-8 耐震化工事の事例



出典：下水道 BCP 策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）令和 2 年 4 月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

図 5-9 業務継続計画（下水道 BCP）の効果イメージ



図 5-10 全体の防災訓練（図上訓練）



中井町で想定される地震

神奈川県地震被害想定調査(平成27年3月)では町内に以下の地震が想定されています。

想定地震名	モーメント マグニチュード	町内の想定震度		発生確率
		最大震度	最小震度	
都心南部直下地震	7.3	6弱	5強	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%
三浦半島断層群の地震	7.0	5弱	4	30年以内6~11%
神奈川県西部地震	6.7	6弱	5強	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生
東海地震	8.0	5強	5弱	30年以内70%程度
南海トラフ巨大地震	9.0	6弱	5強	30年以内70%程度
大正型関東地震	8.2	7	6強	30年以内ほぼ0~5% (200年から400年の発生間隔)

大正型関東地震では、中井町においても建物被害や死傷者、ライフラインへ甚大な被害が発生する可能性があります。

地震時取るべき行動

地震時はあわてず、まず自分自身の安全を確保しましょう。

屋内では

● 家の中

- ① 丈夫な机やテーブルなどの下に移動し、頭や首を覆うたてで保護
- ② 水の蛇口を止し、ブレーカーをおとす
- ③ 目を閉じてお入り口を確保
- ④ 壁や壁の中のものに寄りかかると危いので、倒れて逃げがきになるのを防ぐ

● 職場

- ① 脱出コースがわかることがあるので、滅失から離れる
- ② OA機器などの落下に注意

● 学校

- ① 山下、遊歩道、体育館などは、中央部へ集まっていき、避難
- ② 机裏などでは床を背中や尻に押し、避難

屋外では

● 路上

- ① フロントガラスは壊れやすいので、危い場所から離れる
- ② 電線や電柱、看板から離れる
- ③ バンクからの落下物(壁外機やバスンター)に注意

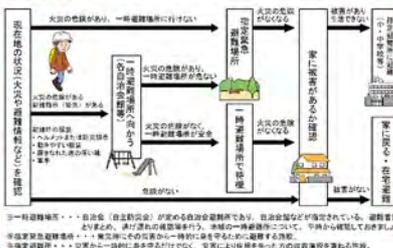
● 車の中

- ① シートベルトは義務、揺れにスピードを落とし、車道の外側に寄る
- ② エンジンを取り、降りた場合は、車外に逃げ、車から離れる
- ③ 避難する場合は、車の扉を開け、安全に、車を離れたいで避難する

● かけ付近

- ① 山は、いも峰は、土砂崩れや落石に注意
- ② 山は、いも峰は、土砂崩れや落石に注意

避難の流れ



地震時のNG行動

- エレベーターに乗らない
- 階段を昇り降りしない
- 電線や電柱、看板から離れる
- 車のそばで立ちどまらない
- 山や崖のそばで立ちどまらない
- 川や海沿いの堤防で立ちどまらない
- 火の危険がある場所から離れる
- 電線や電柱、看板から離れる
- 車のそばで立ちどまらない
- 山や崖のそばで立ちどまらない
- 川や海沿いの堤防で立ちどまらない

震度と予想される被害の関係

それぞれの震度による被害の違いを事前に確認しておきましょう。

震度 1

◆ 室内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる

震度 2

◆ 室内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる

震度 3

◆ 室内にいる人のほとんどが、揺れを感じる

震度 4

◆ ほとんどの人が驚く

◆ 電灯などのつり下り物は大きく揺れる

◆ 揺りの強い家財が、倒れることがある

震度 5弱

◆ 大半の人が、息を止めたように感じる

◆ 壁にある書類や本が落ちることがある

◆ 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものでは倒れることがある

震度 6弱

◆ 立っていることが困難になる

◆ 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある

◆ 車のガラスや窓ガラスが割れ、落下することがある

震度 6強

◆ ほとんどの人が、息を止めたように感じる

◆ 壁にある書類や本が落ちることがある

◆ 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものでは倒れるものがある

震度 7

◆ 頑固性の低い木造建物は、倒壊する危険性が非常に高くなる

◆ 頑固性の高い木造建物でも、まれに倒れることがある

◆ 頑固性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多い

図 5-11 中井町防災ガイドブック (抜粋)

(4) 維持管理

1) 取り組みの必要性(現状と課題)

本町の下水道整備については、平成3年度から開始し、平成30年度末現在、約52.3kmの管渠と3カ所のマンホールポンプを有しています。当初整備した管渠については、現在約30年が経過しています。また、下水道整備より以前に開発された六斗山地区や砂口尻地区について移管を受けており、当該施設については、整備から40年以上経過しています。

一般に、下水管は整備後から徐々に劣化が進み、30年程度経過した頃から管渠の破損による道路陥没などの事故が発生しやすくなると言われています。整備早期に布設された管渠については、ヒューム管も多く、老朽化により、劣化が進行していることも想定されます。劣化により管渠に発生した破損やクラックなどの異常により、管渠周辺での空洞発生による道路陥没の発生その他、地下水流入による下水量の増加で維持管理費が増大するなど、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼすとともに、下水道事業経営の悪化につながります。

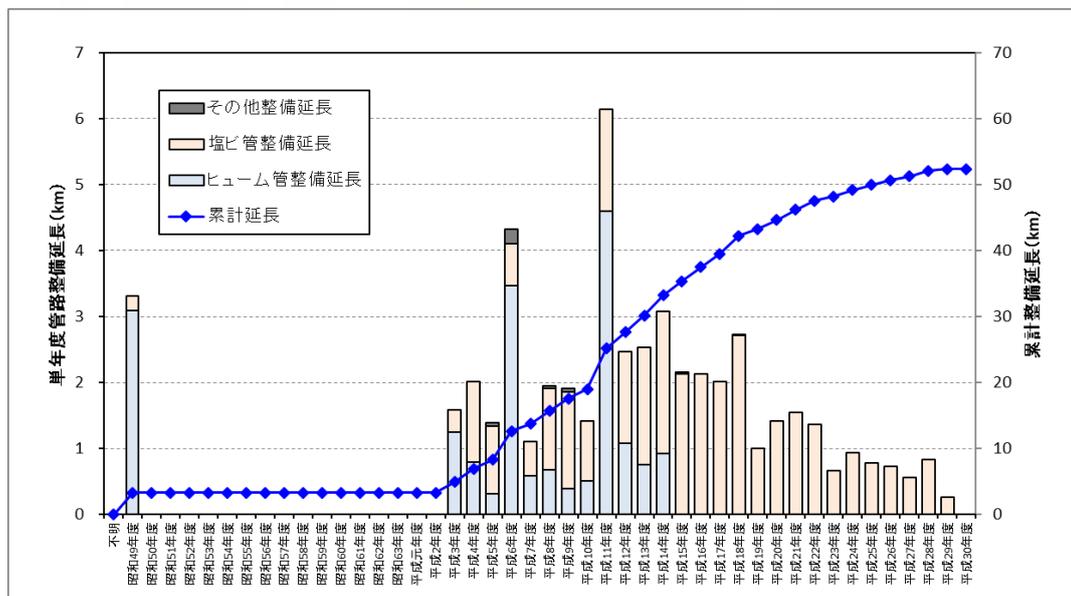


図 5-12 管種別管渠延長

これまでに整備した下水道施設の機能を長期間にわたって適切に維持するためには、異常の程度が低い段階から修繕等の対応を図り、下水道施設の破損等の異常による事故発生や機能停止を未然に防止していく必要があります。

本町では、平成30年度に、下水道施設を適切に維持管理するため、『中井町ストックマネジメント基本計画』を策定しました。なお、ストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することです。

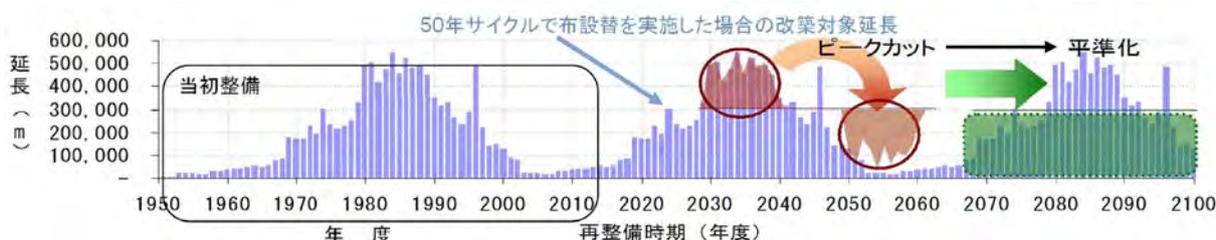
また、点検・調査から修繕・改築に至る維持管理を起点とした一連のプロセスに基づく、マネジメントサイクルの確立を目指します。

- <目標>
 マネジメントサイクルの確立
- <施策>
- ① 計画的な維持管理の実践
 - ② 雨天時浸入水対策の実施
 - ③ 施設及び維持管理情報の一元管理

3) 具体的な施策内容

① 計画的な維持管理の実践

膨大な下水道管渠の管理にあたっては、日常的な維持管理の他、老朽化の進行状況を踏まえた対策を進めます。老朽化対策については、多大な費用と期間を要するため、中長期的な視点で全体の今後の老朽化状況を捉え、優先順位を加味した施設の改築を進めることで、事業費の平準化を図るため、計画的な点検・調査を実施し、効率的な修繕・改築を実施していきます。

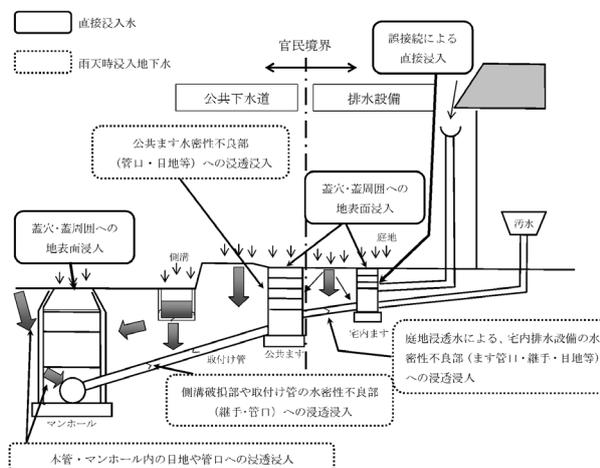


出典：国土交通省資料

図 5-14 改築事業の平準化のイメージ

② 雨天時浸入水対策の実施

本町の下水道排除方式は、汚水と雨水を別々に排除する分流式下水道を採用しており、施設の老朽化の進行等に伴う汚水管渠への雨水や地下水の浸入が懸念されることから、雨天時浸入水に対する実態調査を実施し、必要に応じて対策を進めます。

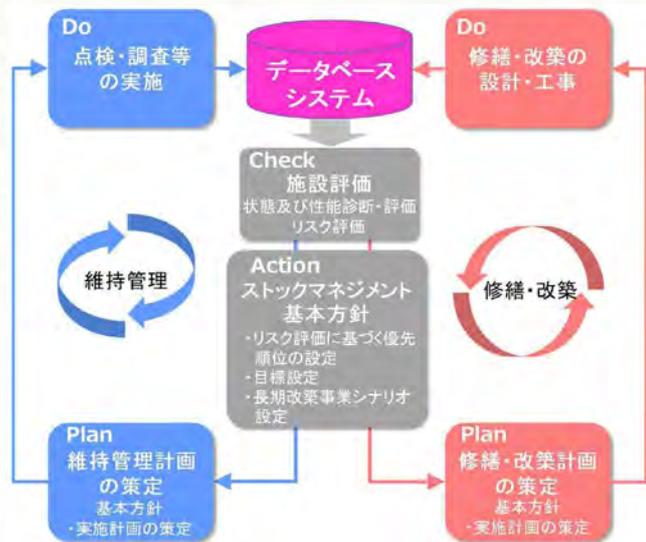


出典：雨天時浸入水対策ガイドライン（案） 令和2年1月
 国土交通省水管理・国土保全局下水道部

図 5-15 雨天時浸入水の浸入経路のイメージ

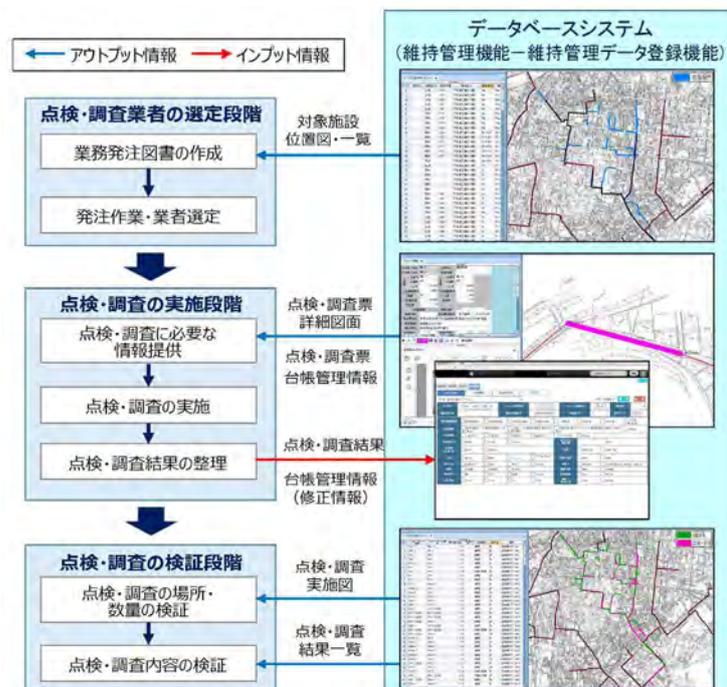
③ 施設及び維持管理情報の一元管理

本町における下水道施設の情報は電子化されていますが、整備促進の時代から、本格的な維持管理の時代へ移行している状況を踏まえ、日々発生する維持管理情報等を効率的に活用して診断・評価を実践することで、マネジメントサイクルを動かしていく必要があります。そのため、維持管理情報をデータベース化し、その結果を蓄積し、施設の設置状況と併せて管理することで、今後の点検・調査、修繕・改築への基礎資料として活用を図ります。



出典：維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）-2020年版- 令和2年3月
国土交通省水管理・国土保全局下水道部 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部

図 5-16 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル



出典：維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）-2020年版- 令和2年3月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部

図 5-17 データベースシステムを活用した点検・調査情報の蓄積イメージ

(5) 情報発信の充実

1) 取り組みの必要性(現状と課題)

一般に、下水道施設は目にする機会が少なく、下水道の普及が進んだ現在では、生活の中でその存在を意識することは、少ないものと思慮されます。

下水道事業を持続的なものとするためには、下水道を適切に使用していただくことが必要であり、住民・事業者の協力がなければ成り立ちません。

したがって、下水道事業に対する住民・事業者の理解の向上を図る取り組みを積極的に行っていく必要があります。

2) 取り組みのあり方(目標と施策)

地域における情報発信・下水道の見える化を図るため、各種イベントや広報活動を行います。この活動により、住民・事業者の下水道事業への理解を深め、住民・事業者と連携のもと、適切に下水道事業を運営していきます。

また、下水道に関するイベント等を通じて、地域の活性化に貢献します。

<目標>

住民・事業者との協業

<施策>

- ① 環境・下水道イベント及び広報活動の実施
- ② マンホールカードの配布
- ③ 下水道経営状況の開示

3) 具体的な施策内容

① 環境・下水道イベント及び広報活動の実施

下水道の役割や効果等を住民・事業者へ理解してもらうため、神奈川県や公益社団法人神奈川県下水道公社等と協力し、各種イベント（美・緑なかいフェスティバル、下水道ふれあいまつり等）にて下水道事業のPRを実施するとともに、下水道の日（毎年9月10日）に合わせた広報紙への掲載を継続します。



図 5-18 広報紙への掲載（令和2年9月号）

また、本町の水洗化率は平成30年度末で69.7%と低い状況にあることから、戸別訪問等を実施し、下水道事業への理解、接続に対する協力をお願いしていきます。

② マンホールカードの配布

デザインマンホールをモチーフにしたマンホールカードを配布することにより、多くの方に下水道や環境に興味を持っていただけるよう努めます。なお、マンホールカードは、産官学の連携により設立された「下水道広報プラットフォーム（GKP）」により、マンホール蓋の魅力を伝えるため、地方公共団体が共同で発行する全国统一様式のカード型広報用パンフレットで、本町では、町役場環境上下水道窓口で配布しています。



図 5-19 マンホールカード

③ 下水道経営状況の開示

下水道事業の経営は、一般会計と適正な経費負担区分を前提に、公営企業としての独立採算制の下に行われるものであり、本町では、資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律の向上を図るため、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部を適用しました。今後は、地方公営企業法の適用により、財務諸表の情報開示等による経営の見える化を図っていきます。

(6) 経営戦略の実践

1) 取り組みの必要性(現状と課題)

下水道整備については、概ね進捗しているところですが、今後は当初整備した施設の改築事業等、事業費の負担が大きくなっていくことが想定されます。

また、人口推計においては、減少傾向を示しており、下水道使用料の対象となる有収水量の減少も見込まれます。本町の水洗化率は、低調な推移を示しており、料金収入の確保が課題となっています。汚水処理費に対する使用料収入の割合は、100%を下回っている状況です。

そのような中、下水道事業を持続可能なものとするためには、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要となります。

本町では、本ビジョンと並行して、将来の収支見通しを踏まえた今後10年間の目指すべき経営目標とそれに向けた具体的な取組を示すべく『中井町下水道事業経営戦略』を策定しました。今後は、この経営戦略に基づき、事業運営を図っていく必要があります。

本町の経営状況に対する参考として、総務省で公表している下水道事業比較経営診断表(平成30年度)を表5-2に示します。

2) 取り組みのあり方(目標と施策)

将来にわたって安定的に事業を継続していくために、経営戦略による収支見通しを踏まえた事業運営を図ります。

事業運営にあたっては、適正な執行体制の確保や広域化・共同化の取り組みによる経営基盤の強化を図るとともに、先に示した雨水対策やストックマネジメントの事業の効率化等による支出削減と未接続家屋に対する接続促進による有収水量の確保や使用料金体系の適正化等による収入確保により、財政マネジメントの強化を目指します。

<目標>

経営基盤と財政マネジメントの強化

<施策>

- ① 適正な執行体制の確保
- ② 広域化・共同化(神奈川県等との連携継続)
- ③ 収支見通しに基づく事業運営

3) 具体的な施策内容

① 適正な執行体制の確保

下水道担当職員の減少や人事異動のサイクルを踏まえると、下水道事業の運営に必要な技術や知識の蓄積が容易ではない状況にあることから、計画的な外部研修への参加など、職員の研鑽に努めるとともに、今後の事業量に応じた適正な職員数の確保に努めます。

② 広域化・共同化（神奈川県等との連携継続）

本町は、酒匂川流域下水道構成町として、神奈川県との連携のもと、周辺市町との広域的な汚水処理が実施されています。

下水道等の接続可能な事業運営に向けては、『経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）』において、令和 4 年度までの広域化・共同化を推進するための目標として全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定を掲げており、国土交通省では、これを踏まえ、関係 3 省（総務省、農水省、環境省）と連名にて、全ての都道府県において令和 4 年度までに「広域化・共同化計画」策定することを要請しています。本町では、神奈川県において策定する「広域化・共同化計画」に基づき、同取り組みとの連携を図っていきます。

③ 収支見通しに基づく事業運営

『中井町下水道事業経営戦略』において、収支見直し検討を実施しています。計画期間 10 年間については、この収支見直しをもとに、計画的な事業運営を実施することとしますが、適宜、進捗管理を行うとともに、3～5 年ごとの検証や評価を踏まえ、事業の見直し（ローリング）を行い、適切な事業運営を図っていきます。

なお、収入の確保については、先に示した広報活動による未接続解消対策の他、定期的に適正な使用料金に対する検討を行ない、必要に応じて料金体系の改定を行います。

表 5-2 平成 30 年度下水道事業比較経営診断表

平成 30 年度 下 水 道 事 業 比 較 経 営 診 断 表

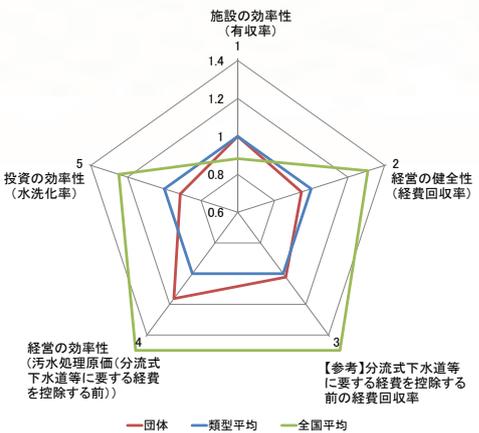
都道府県名	神奈川県	処理区域内人口別区分	5千人以上 1万人未満	処理区域内人口 (人)	7,289
団体名	中井町	有収水量密度別区分	2.5千m ³ /ha以上 5.0千m ³ /ha未満	有収水量密度 (千m ³ /ha)	4.4
事業名	公共下水道(法適用)	供用開始後年数別区分	15年以上25年未満	供用開始後年数 (年)	20

項目	団 体		類型平均	全国平均 (公共)	類型内 順位	項目	団 体		類型平均	全国平均 (公共)	類型内 順位		
	29年度	30年度					29年度	30年度					
事業の概要						財政状態の健全性							
事業別普及率	%	76.9	76.8	—	78.8	—	総収支比率	%	210.8	215.2	155.2	117.8	5/28
進捗率	%	114.3	113.6	62.6	94.3	—	経常収支比率	%	0.0	0.0	0.0	—	—
一般家庭用使用料 (1ヶ月20m ³ あたり)	円/月	1,296	1,296	2,811	2,783	—	事業別資金不足比率	%	0.0	0.0	0.2	9.8	1/28
処理区域内人口密度	人/ha	29	29	31	61	—	利子負担率	%	0.0	0.0	1.7	—	—

施設の効率性						自己資本構成比率							
施設利用率	%	0.0	0.0	47.2	63.4	23/28	固定資産対長期資本比率	%	0.0	0.0	102.8	—	—
有収率	%	86.3	92.2	92.2	81.4	17/28	処理区域内人口1人あたりの企業債(地方債)現在高	千円/人	418	391	510	202	9/28
水洗化率	%	67.4	69.7	76.3	95.2	19/28							

経営の効率性						
使用料単価	円/㎡	110.28	109.53	157.95	137.95	28/28
汚水処理原価	円/㎡	150.00	111.04	204.78	136.70	1/28
汚水処理原価(分流式下水道等に要する経費控除前)	円/㎡	409.35	357.95 (390.23)	453.85	163.47	6/28 (7/28)
汚水処理原価(維持管理費)	円/㎡	112.01	111.04	159.94	70.80	3/28
汚水処理原価(資本費)	円/㎡	37.99	0.00 (38.97)	44.84	65.90	1/28 (12/28)
経費回収率	%	73.5	98.6 (73.0)	77.1	100.9	4/28 (19/28)
経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)	%	26.9	30.60 (35.60)	34.8	84.4	20/28 (18/28)
経費回収率(維持管理費)	%	98.5	98.6	98.8	194.9	16/28
処理区域内人口1人あたりの管理運営費(汚水分)	円/人	22,325	16,776	20,455	14,716	5/28
処理区域内人口1人あたりの維持管理費(汚水分)	円/人	16,670	16,776	15,975	7,622	18/28
処理区域内人口1人あたりの資本費(汚水分)	円/人	5,655	0 (5,886)	4,479	7,094	1/28
職員1人あたりの処理区域内人口	人/人	1,830	2,423	1,834	4,270	11/28
職員給与費対営業収益比率	%	21.70	14.00	13.70	6.00	17/28

個別事業効率性の類型平均、全国平均との比較



※類型平均を1とした場合の類型平均及び全国平均との比較
※「経営の効率性」については、外側ほど効率性が高い(汚水処理原価が低い)。

経営状況											
収益的収支						資本的収支					
項目	29年度	30年度	増減額	増減率(%)		項目	29年度	30年度	増減額	増減率(%)	
収入	百万円	436	425	△ 11	△ 2.6	収入	百万円	97	84	△ 13	△ 15.5
下水道使用料	百万円	120	120	0	0.0	企業債(非適:地方債)	百万円	51	77	26	33.8
繰入金	百万円	294	280	△ 14	△ 5.0	繰入金	百万円	31	5	△ 26	△ 520.0
支出	百万円	207	197	△ 10	△ 5.1	支出	百万円	325	310	△ 15	△ 4.8
支払利息	百万円	83	74	△ 9	△ 12.2	建設改良費	百万円	45	19	△ 26	△ 136.8
減価償却費	百万円	0	0	0	0	元金償還金	百万円	281	291	10	3.4
職員給与費	百万円	26	17	△ 9	△ 52.9	収支差引	百万円	△ 228	△ 226	2	△ 0.9
収支差引	百万円	229	227	△ 2	△ 0.9	純損益(非適:収支再差引)	百万円	1	1	0	0.0

※1 「類型内順位」については
① の場合であれば指標の数値の高い方から、
② の場合であれば指標の数値が低い方から数えた順位となる
※2 調査に瑕疵があったため正しい数値で再計算した結果を()で示す。なお、類型平均及び全国平均については、再計算前の結果のみを示す。

出典：総務省 HP 平成 30 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

第2節 | 取り組みスケジュール

将来像の実現に向けた取組スケジュールを以下に示します。

表 5-3 取り組みスケジュール

主な 施策	目標／取組内容	令和												
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
汚水整備	目標：汚水処理施設の早期概成													
	① 効率的な施設計画の策定	→						-----						
	② 汚水管渠整備	→							-----					
浸水対策	目標：浸水被害の軽減（総合的な浸水対策の実施）													
	① 雨水管理総合計画の策定						→							
	② 雨水管渠及び流出抑制施設の整備（ハード対策の実施）								→					
	③ ソフト対策の実施	→												
地震対策	目標：地震被害の軽減（総合的な地震対策の実施）													
	① 重要な幹線等の耐震化促進	→												
	② 業務継続計画（下水道BCP）の実践	→												
維持管理	目標：マネジメントサイクルの確立													
	① 計画的な維持管理の実践	→												
	② 雨天時浸入水対策の実施	→												
	③ 施設及び維持管理情報の一元管理	→												
情報発信の充実	目標：住民・事業者との協業													
	① 環境・下水道イベント及び広報活動の実施	→												
	② マンホールカードの配布	→												
	③ 下水道経営状況の開示	→												
経営戦略の実践	目標：経営基盤と財政マネジメントの強化													
	① 適正な執行体制の確保	→												
	② 広域化・共同化（神奈川県等との連携継続）	→												
	③ 収支見通しに基づく事業運営	→												

第6章 フォローアップ

第1節 目標の設定（進捗管理）

前回ビジョンで掲げた業務指標による評価及び本ビジョンにおける目標（進捗管理値）の設定を以下に示します。

なお、業務指標（PI）とは、『下水道維持管理サービス向上のためのガイドライン（2007年版）（社）日本下水道協会』に示されており、効率的で質の高い下水道維持管理サービスを提供するために配慮すべき事項を定量化し、定義された算定式により評価するものです。

表 6-1 業務指標による進捗管理（前回ビジョンの評価と本ビジョンの目標設定）

業務指標名	単位	定 義 算 定 式	前回ビジョン における目標 (進捗管理値)		前回ビジョンの評価		本ビジョン における目標 (進捗管理値)
			現状実績値	H32目標値	H30実績値	達成状況	R12目標値
汚水排水整備率	%	【下水道での汚水排除が必要な全体面積のうち整備完了した面積比率】 =整備済面積/汚水計画面積×100	74.9%	100%	82.5%	未達成	100% ※
水洗化率	%	【下水道処理区域人口のうち下水道へ接続している人口】 =下水道接続人口/下水道処理人口×100	59.8%	100%	69.7%	未達成	100%
管きょ調査率	%	【1年間に調査した管きょ延長の比率】 =管きょ調査延長/下水道維持管理延長×100	0%	8%	-	ストックマネジメント基本計画にて点検調査計画を策定	現状維持 〔点検調査計画 に基づき実施〕
管きょ1km当たり 陥没箇所数	箇所/km	【1年間に発生した下水道管きょ1km当たり陥没箇所数】 =道路陥没箇所数/下水道維持管理延長	0%	現状維持	0%	達成	現状維持
雨水排水整備率	%	【下水道での雨水排除が必要な全体面積のうち整備完了した面積比率】 =整備済面積/雨水計画面積×100	66%	向上を図る	67.3%	未達成	向上を図る 〔雨水管理総合計画 に基づき実施〕
下水道サービスに 対する苦情件数	件	【1年間に下水道管理者が通報を受けて文書化した苦情件数】 =苦情総件数/下水道処理人口	0%	現状維持	0%	達成	現状維持
下水道処理人口 1人当たり汚水処理費 (維持管理費)	円/人	【下水道処理人口1人当たり汚水処理費(維持管理費)】 =汚水処理費(維持管理費)/下水道処理人口	11,511	低減を図る	16,776	未達成	低減を図る
下水道処理人口 1人当たり汚水処理費 (資本費)	円/人	【下水道処理人口1人当たり汚水処理費(資本費)】 =汚水処理費(資本費)/下水道処理人口	39,344	低減を図る	5,886	達成	低減を図る
有収率	%	【有収水量の汚水処理水量に対する比率】 =年間有収水量/年間総汚水処理水量×100	54.7	向上を図る	92.2	達成	向上を図る
使用料単価	円/m ³	【有収水量1m ³ 当たりの使用料収入】 =下水道使用料収入/年間有収水量×1000	98.6	現状維持	110	未達成	150未満 〔使用料金の適正化を 定期的に検討 必要に応じて料金改定〕
経費回収率	%	【汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率】 =下水道使用料収入/汚水処理費×100	21.7	向上を図る	30.6 (98.6)	達成	向上を図る

※ 管渠整備が必要な区域に対するの目標値

- 注1. 汚水排水整備率及び雨水排水整備率に対する前回ビジョンの評価の計画面積は、全体計画見直し後の面積によるものである。
- 注2. 経費回収率の（ ）の値は、分流式下水道等に要する経費控除前を示す。

第2節 | 計画の管理（評価・見直し）

今後の事業を効率的・効果的に実施するためには、下水道事業全体における各事業の位置付けや各事業間の関連などを把握することが重要であり、これらの事業はひとつのサイクルとして捉えることができます。

第1段階の計画（PLAN）、第2段階の実施（DO）、第3段階の確認（CHECK）、第4段階の改善（ACTION）の4段階があり、一般にPDCAサイクルと呼ばれています。

各事業の立案・実施後に実施状況や効果等を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うこととします。これにより、下水道事業を効率的・効果的に実施していきます。

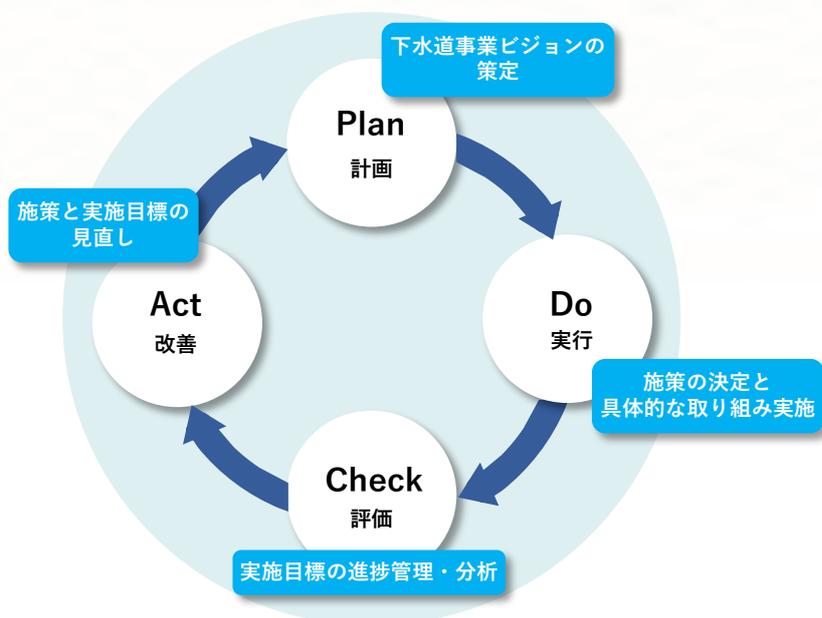


図 6-1 PDCA サイクルに基づく管理

【あ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 一般会計
会計区分の一つで、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のこと。
これに対し、特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。下水道事業は、特別会計に属する。
- 雨水管理総合計画
下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるものである。
- 雨水排水整備率
下水道で雨水排除を予定している区域のうち雨水の施設整備が完了した区域の面積の割合。
- 雨水流出抑制施設
近年の急激な都市化による雨水流出量の先鋭化と流出量の増加に起因する浸水を防止するため、雨水流出量を減少させたり、流出ピークを平準化させる施設のこと。
- 雨天時浸入水
降雨時に分流式下水道の汚水管きょへ浸入する雨水や地下水のこと。
- 汚水排水整備率
行政区域内に住んでいる人口のうち、下水道を利用できる区域に住んでいる人口の割合。
- 汚泥
下水処理場などから発生する泥状物質の総称。

【か行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 改築
排水区域の拡張などに起因しない対象施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取り替えを行うこと。
- 管きょ 1km 当たり陥没箇所数
維持管理が必要な管きょ延長（下水道敷設管きょ総延長）のうち、下水道管きょに発生した異常が原因で引き起こされた道路陥没および舗装の落ち込みで、下水道管理者が把握した箇所数。
- 環境基準
国や地方公共団体が公害防止対策を進めるために設定する望ましい環境の質のレベル。環境基本法第 16 条により「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されている。

- 管きょ調査率
維持管理が必要な管きょ延長（下水道敷設管きょ総延長）のうち、調査を実施した管きょの延長割合。
- 幹線管きょ
下水排除施設の骨格をなす管路、ポンプ場計画を策定するための中心的な管きょ。
- 管理センター
終末処理場に対する呼称。下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設およびこれを補完する施設。
- 計画降雨
浸水被害の発生を防止するための下水道施設の整備の目標として事業計画に位置付けられる降雨。
- 経費回収率
汚水処理に要した費用（維持管理費と資本費の合計）に対する下水道使用料で回収できた割合。
- 下水道サービスに対する苦情件数
下水道管理者が住民からの連絡を受けて、文書化したもののうち苦情の件数。
- 下水道使用料
下水道の維持管理費などの経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。
- 下水道処理人口1人当たり汚水処理費（維持管理費）
公共下水道が整備され汚水を処理場にて処理可能となっている区域の人口1人当たりの維持管理（動力費、薬品費など）にかかる汚水処理費用。
- 下水道処理人口1人当たり汚水処理費（資本費）
公共下水道が整備され汚水を処理場にて処理可能となっている区域の1人当たりの資本費（地方債元利償還費）にかかる汚水処理費。
- 下水道台帳
下水道法で、その作成と保管が義務付けられている管路施設、ポンプ施設、処理場施設の位置、構造、仕様および設置時期などを記載した台帳。
- 下水道BCP
リソースが相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための計画である。非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画などから構成される。
- 下水道普及率
行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率。
通常は処理人口普及率、すなわち、行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率をいい、百分率で表す。また、対象とする区域の総面積のうち、下水道が整備されている面積の比率で定義される面積普及率（percentage of sewered area）を用いる場合もある。

- 減災対策

地震対策で防災目標に対する恒久的なハード整備が完了する前に、または対策が十分に行えない箇所等について、下水道が果たすべき最低限の機能を暫定的に補うために必要な対策のこと。

- 広域化・共同化計画

人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するための計画。

- 降雨強度

降雨の強弱を、単位時間あたりの降雨量（通常 mm/h）で表したもの。

- 公営企業

上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業、船舶その他の運送事業その他地方公共団体が企業として経営する事業である（地方財政法第 5 条第 1 項）。

- 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。（下水道法第 2 条第 3 号）。

- 公共用水域

水質汚濁防止法に定められる公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝きよ、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水域または水路）のこと。

- 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したマップのこと。

【さ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 事業計画

公共下水道または流域下水道を管理する者は、これを設置しようとするときには、下水道法の規定により予め事業計画を策定し、国土交通大臣または都道府県知事の認可を必要とする。この手続きを事業認可という。また、都市計画事業として施行する場合には、都市計画法の規定による事業認可が必要である。

事業認可に定めた計画を実施するため、事業計画期間（通常 5 ～ 10 年）における年次ごとに定められた計画をいう。

- 自助

住民もしくは施設管理者等が自身の責任において浸水被害を軽減するために行う活動で、止水板や土のうの設置、避難活動等のこと。

- 資本費
事業の管理運営に要する経費で、維持管理費に対する用語。減価償却費、企業債支払利息、資産減耗費などが含まれる。
- 修繕
施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替えなどにより修復すること。
- 浄化槽
各家庭に設置できる小規模な水処理装置。生活雑排水とし尿の両方の処理が可能なタイプを合併処理浄化槽、し尿のみの処理が可能なタイプを単独処理浄化槽という。現在では、合併処理浄化槽の設置のみが可能である。
- 照査降雨
ハード対策及びソフト対策による総合的な浸水対策計画（下水道浸水被害軽減総合計画等）を策定する上で、公助・自助によるハード対策及びソフト対策の検討を行う場合に対象とする降雨。
- 使用料単価
使用料の徴収対象となった年間の汚水量のうち 1m³ 当たりの下水道使用料収入の金額。
- 処理区域
排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で下水道法第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された区域。
- 水洗化率
下水道を利用できる区域に住んでいる人口のうち、下水道に接続した人口の割合。
- スtockマネジメント計画
長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する計画。
- 生活雑排水
一般家庭などからでるし尿以外の排水のことで、台所、洗濯、風呂などからでる排水。
- 全体計画
各マスタープランに定められた目標に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。
- 想定最大規模降雨
水防法第 14 条第 1 項に規定する想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準（平成 27 年 7 月 19 日国土交通省告示第 869 号）に該当するもの。
- ソフト対策（浸水対策）
維持管理・体制，情報収集・提供，施設の効率的・効果的運用，自助対策の支援等による浸水対策をいう。公助・共助・自助による対策がある。

【た行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 地球温暖化
人間の活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化などの気象変化。
- 地方債
地方公共団体が資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。
- 調査
施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。管路施設にあっては、管内に潜行する調査員による目視、または、下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに、原因を検討すること。
- 点検
施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。管路施設にあっては、マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内に管口テレビカメラを挿入する方法等により、異状の有無を確認すること。
処理場等施設・設備にあっては、機能維持のために定期的に目視や測定装置の使用等により、異状の有無を確認すること。

【な行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 内水
水防法第2条第1項に規定される雨水出水を指し、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水。

【は行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ハザードマップ
自然災害が予測される地点、被害の範囲および程度、さらには避難経路、避難場所等の情報を分かりやすく表示した地図をいう。
- ハード対策（浸水対策）
管路施設，ポンプ施設，貯留浸透施設等，施設そのものによる浸水対策をいう。公助・共助・自助による対策がある。
- BOD
生物化学的酸素要求量のことで、溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つ。

- PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を順次行い、継続的に事業を改善するための運営管理、品質管理の手法の一つ。

【ま行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- マグニチュード

地震そのものの規模（エネルギー量）を表す尺度。また、その数値のこと。震度とは異なる。

【や行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 有収率

管理センターで処理した年間の総汚水処理水量のうち、使用料の徴収対応となった水量（有収水量）の割合。

- 予防保全型維持管理

点検や調査結果をもとに、劣化予測および経済的となる施設の延命対策を施し、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する管理手法のこと。これにより、事故の未然防止につながる。

【ら行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ライフサイクルコスト

ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計。

- 流域関連公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

- 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。

- 流出係数

降雨量に対する水路、管きょなどに流出する雨水量の比率。

中井町下水道事業ビジョン

発行年月 令和3年3月
編集発行 中井町環境上下水道課
所在地 〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地
電話/FAX 0465-81-3903 / 0465-81-1443
ホームページ <http://www.town.nakai.kanagawa.jp>